

令和3年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

令和3年12月7日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第53号議案 幸田町公契約条例の制定について

第54号議案 幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

第55号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第56号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第57号議案 幸田町住民広場の設置及び監理に関する条例の一部改正について

第58号議案 幸田町手話言語条例の制定について

第59号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第3号）

第60号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 洸 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため、出席を求めた者は理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 都築一三君、12番 水野千代子君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、第53号議案から第60号議案までの8件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第53号議案の質疑を行います。

4番、鈴木久夫君の質問を許します。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 改めましておはようございます。

53号議案の幸田町公契約条例の制定についてであります。今、全国的に公契約条例を制定している自治体が増えてきているというふうに聞いております。本条例案は、労働報酬の下限額は定めない、いわゆる基本条例あるいは理念型条例と言われる類いのものと思っております。報酬下限額を定めた場合は、条例型条例というような言い方だそ

うであります。実際に条例型条例に比べて理念型というのは少し実効性に乏しいということも言われております。

条例案が議会で否決された、そういう自治体も少なからずあると聞いております。背景には、公契約関連のいろいろな業界団体の反対にあったということが原因のようであります。いずれにしても、本条例案が幸田町は理念型であっても、少しでも実効性のあるこの条例の運用を期待したいと思っておりますので、その観点から質問をさせていただきます。

まず、第7条に町内事業者の受注機会を確保するよう努めるとあります。そもそも町内業者には、優先発注の仕組みが若干はあるのかもしれませんが、この条例制定でさらに受注機会の確保について具体的な策とか考えがあれば、まずお聞かせいただきたいと思っております。

また、町内には小規模な業者の方がほとんどかなと思っておりますが、いわゆる入札の応札の機会もなかなか与えられない中で、町外業者からの下請があるかということ、それもなかなか現状は難しい状況ではないのかなと思っております。公契約条例の制定を機会に、これからは入札の条件に下請業者は町内事業者を最優先にしていく、そのような入札制度に今後は変えていくということが必要ではないかと考えます。どうでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 本町の入札制度についてでございますが、一般競争入札と指名競争入札がありまして、一般競争入札については、事務取扱要綱の参加資格者におきまして、町内に本店又はこれに準ずるものを有することと明記をしております。また、指名競争入札につきましては、担当課から工種によっては町内事業者を優先とした指名業者が選定され、最終的には入札参加審査委員会におきまして業者を選定しております。2つの入札制度ともに選別条件として町内事業者の育成、地域経済の活性化等を踏まえまして、町内業者を選定することを一つの選定判断としており、町内事業者の受注機会を確保しております。

令和2年9月1日からは、町外事業者が工事請負契約を請け負った際に、町内業者への下請等の優先発注についてというお願いの文章を送付し協力依頼をしております。

また、5,000万円以上の議会案件となる大規模工事は、町内事業者では請負が困難となる場合があることから、特記仕様書に下請負についてということで、可能な限り町内に本店を有する業者との下請負契約に努めることと明記をし、協力の依頼をしております。

本条例では、理念型条例ということで最低賃金を定めない条例でございますけれども、条例でうたわれている内容の取組を一部始めており、現状の政策の裏づけともなり得るというふうに考えております。町内事業者の育成・振興・地域雇用の促進等を図る観点より、町内事業者への発注を優先することは大変重要であるというふうに考えております。引き続き、町外事業者が契約を請け負った場合には、町内事業者を優先的に下請負発注するよう協力を依頼してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 今のお話ですと条例制定前から、令和2年9月1日から町内業者への下請の優先発注はお願いをしているというお答えでありました。また、5,000万以上の件についても、可能な限り町内に本店を有する業者との下請契約に努めるという明記でお願いをされているという、いわゆるお願いばかりであるのかなと思いますが、その中で実際に発注をされた経過があるかどうかの確認をされているのか。また、発注しなかった場合は、なぜ発注しなかったかということを確認して今後に生かしていかないかわけで、お願いばかりその都度やっては何の効果もないということが言えるのではないかとこのところで、この部分は、今後、取扱いというか運用をもうちょっとしっかりして、町内業者が下請できない場合は仕方がないわけで、それはその理由があるわけですから。建設業界は私もよく分かりませんが、ある程度協力会とかグループがあって、その中の下請で動いてみえる。それを、今度はそういう殻をぶち破って幸田町内の業者も傘下に入れていくというか、そういう仕組みが変わってくると思うので、なかなか難しい面はあるとは思いますが、お願いはしているわけですから、お願いしっ放しで終わっちゃってるなという印象がちょっとぬぐえないので、そこら辺のフォローをこれからどう展開して、実効性のあるものにしていくかということはどうでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議員お尋ねの追跡をしているかどうか、調査をしているかということにつきましてですが、町内事業者の優先発注の書面の依頼の送付後、町内事業者の把握ということは現在しておりません。今後は、本条例の制定を機に、町外業者が請け負った場合には、書面だけでなく公契約条例の内容を丁寧に説明をいたしまして、町内業者の優先発注を促していくことを実施してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ぜひ、お願いばかりして、あと促していくということでいいんですけども、何回も何回も同じ業者に入札するケースはあると思うんですけど、その辺である時期から指導を強めていただくような形でお願いをしていただきたいなと思います。

それから、次ですけども、建設産業界の従業員の方というのは高齢化が進んでいるというのが実態かなと思っております。その理由は若い人がなかなか就職もしてくれない、いわゆる魅力に少し欠ける労働環境が背景にあるのかなとは思いますが。建設産業については、その地域のインフラ整備あるいは大災害時には特に欠かせない役割があるわけでありまして、今後とも持続、発展をさせていただくためには、発注時の設計単価なども見直しをされ、賃金と労働条件も改善できるようにしていくべきかなと、願望としてはそういうふうに思っております。

第8条に受注者に対する確認措置について規定があります。公契約の受注者に対し、事業に従事する労働者の賃金、労働状況が適正に確保されているかの確認、必要な措置を講ずるとありますけれども、実際には、いつ、誰が、どのようにして確認をしていくのか。また、適正が確保されていない場合はどのような措置をされていくのか、お尋ねします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 条例の第8条、受注者に対する確認措置についてということでございますけれども、この8条に基づきます内容につきまして、規則及び要綱において特定公契約を定めまして、賃金、労働条件等を確認するものであります。契約の日から速やかにおおむね7日以内に労働環境報告書を契約締結課の所管のほうに提出を求めるものでございます。

この労働条件の確認方法につきましてでございますが、労働条件、労働時間、賃金等、その他労働条件について町に労働環境報告書を提出することを定めております。また、その報告書を確認をいたしまして、内容に疑義がある場合は、町に対して労働者の方に申し出ていただくことができます。また、その報告書の内容に疑義がありました場合、またその労働者の申出を受けて内容を確認する等の必要があると町が認めた場合は、町は受注者に対して聞き取り等の調査を実施をいたします。その後ですけれども、この町のほうからの通知により労働環境改善通知書の通知後も万が一受注者等による改善が不十分であった場合ですけれども、不適切な労働環境であると思われた場合には岡崎労働基準監督署のほうに通報するというようにしております。また、労働環境報告書の中におきまして最低賃金以上であるかという確認と、それから100万円以上の一部受注をした下請負者も対象としており、この取組状況を適宜、今後、状況に応じて見直しも可能というふうに捉えております。

○議長（足立初雄君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ありがとうございます。労働環境報告書の内容についての聞き取り等の調査を行うということであると思います。その中で不適切あるいは不十分な場合は、岡崎労働基準監督署へ通報するというふうに今お答えがありましたけれども、労働基準監督署はどんな対応をするんですかね。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 岡崎労働基準監督署へ通報したその後ですけれども、労働基準監督署のヒアリング等が実施をされまして、労働基準法等に照らし合わせて確認の作業が行われます。不適法な事案があれば是正勧告がなされ、その遂行がなされなければ罰則されるということになるというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 分かりました。ぜひ是正されるといいかなと思っております。

最後に、本条例の制定に当たりまして、町内業者の方あるいは労働者の方々のこの条例についてのパブコメといいますか、御意見はどのような内容でしたか。実施されているなら、その把握した内容をお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 本条例の制定に向けまして、労働者側であります連合愛知三河中地域協議会様、また受注者側であります額田郡建設業組合様の2団体とのヒアリング、またパブリックコメントを実施をしております。

連合愛知三河中地域協議会の皆様からは、労働者の立場になって賃金を定める条例型を推奨しておられますが、それぞれの町の抱えている状況によって理念型が多いということはやむを得ないと考えているということで、今回の理念型については御理解をいた

だしている状況でございます。労働者を取り巻く環境は日々変化をしているので、見直し規定を規則でありますとか、要綱等を明記してほしいという御要望もございました。また、制定をしていない市町村が多い中、スタートラインに立てることはありがたいという御意見もいただいております。

また、額田郡建設業組合の方からは、条例制定については組合としても問題はない。ただし、建設業界を取り巻く環境は厳しいものであり、町内事業者の受注機会の確保について、もっと踏み込んでほしいという御意見もいただいております。

パブリックコメントですが、今年度の10月28日から11月29日の1か月間実施をいたしました。御意見は0件でございましたけれども、こちらに関してアクセス数は146件、また、この条例案について閲覧をしてくださった方が107名おられました。結果としては以上です。

○議長（足立初雄君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ありがとうございます。中地協さんと額田郡建設業組合、あとパブリックコメントという、そういったところで意向確認をされたということでもありますけれども、特に地元の額田郡建設業組合におきましては、町内事業者の受注機会の確保についてはもっと踏み込んでほしいということの意見が今言われました。ということは、令和2年9月何日でしたかね、1日でしたか、その後のそういった指導はいいんですけど、先ほども言ったフォローもされていないということで、結果、いまだにもっと踏み込んでほしいという意見があるということは、まだまだ実効性がないということであるということをおっしゃるを得ませんので、今回のこの条例を真に生かすということにおいても、業者さんの意見が反映できる、今後は実効性のある内容にしていく、そういった指導に心がけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 町内の建設業の事業者の皆様には、災害復旧ですとか、インフラの維持など、地域の担い手として重要な役割を担っていただいていると感じております。建設業組合の方々が一つでも多く工事受注をとということから、町内業者の方を優先発注にということ町の方にも要望しておられます。現状では、町外業者が工事を請け負った場合に、先ほども申し上げましたが、優先発注の書面で依頼をしているのが現状でございます。今回の条例の制定を踏まえまして、できるだけ町内業者に発注できるよう、特に町外業者には条例制定をした旨を十分に説明をいたしまして依頼に努めるとともに、今回特定公契約につきましては、下請の状況把握に今後努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 4番、鈴木久夫君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） おはようございます。

私からはほんの少しだけお尋ねをいたします。

まず、第2条の第2号で「その他の公契約を締結する権限を有する者」という規定の

仕方がしてあるわけでございますけれども、これは誰を想定をしておられるのか。それをお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 第2条第2項に規定する「その他の公契約を締結する権限を有する者」ということでございますけれども、この公契約を締結する権限はほとんど町長が該当するものというふうに考えておりますが、今後ですけれども、将来、地方公営企業の企業管理者等が契約者となる場合がありますとか、職務代理者等も想定しております。また、幸田町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に規定します指定管理者も想定して、今回このような表現とさせていただきます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私もずっと読んでいって、8条ぐらいまで読んできたときに何か違和感が出てきたわけで。それで、ちょっとほかの公契約を調べさせていただいたら、今、部長が言われたように、水道事業それから下水道事業の管理者だよというふうにスパッと規定をされているところが多いんですね。そうすると、8条の書き方なんかももっとすっきりしてくるわけでありまして、今言われた職務代理者だとかは僕は関係がないと思うんですね。それから、指定管理者は第9条で読替えてやられているものですから、そこまでは関係ないかなという気がしたわけでありますけれども、なぜはっきり水道事業管理者というようなふうに規定をされなかったか、それだけちょっとお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 水道事業の水道事業会計に関しましても幸田町長ということで事務を執行しておりますので、それで今回はこのような表現が適しているのではないかとということでさせていただきます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これ以上言うといじめているみたいに見えちゃうといかんで、これぐらいにしておきますが、やはり公契約を締結する権限を有する者というような言い方というのは、誰なんだろうということが分かりにくいわけでありまして、はっきりさせることができるなら、できるだけそれは列記でやられる。そういうのが、この条例を読むときに一番すっきり理解がしやすいかなと思って申し上げました。

それから、第8条関係で規則の内容を資料で提出を求めまして、出していただきました。どういうものが対象になるかというのも分かりましたので、私の質疑はこれで終わります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 第6条関係におきまして、公共サービスの品質の確保をするための長の責務というふうにありますけれども、これを具体的に取組内容等についてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 町の責務についてでございます。公契約に係る基本方針を今回定めまして、町及び受注者等の責務を明確にし、公共事業及び公共サービスの品質を向上させ、公契約の適正な履行及び労働者の適正な労働条件の確保を図り、地域経済の発展及び町民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として今回明文化をさせていただいたものでございます。

まず、責務といたしまして、4点申し上げたいと思います。

6条に明記をしております、入札・契約制度における公正性・透明性・競争性の確保を図ってまいります。

また、2点目といたしまして、7条関係になりますけれども、適正な予定価格等の算出を行い、適正な時期に合理的な規模で公契約を締結をします。また、地域経済の発展を図るため、町内事業者から見積りを徴収する等、町内事業者を活用します。

3点目といたしまして、8条の関係になります、特定公契約の受注者等に対して、労働条件の確保についての労働環境報告書の提出を求めます。

4点目といたしまして、10条の関係になります、条例を適切に運用するため、必要に応じて関係団体への意見聴取等を引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

こちらのほうが町の責務として、今後、取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この取組内容としては4点ほどあるということでありましたけれども、先ほど鈴木議員の質疑の中で、理念型であり最低賃金を定めていないというふうに言われました。この最賃との関係でございますけれども、適正な予定価格の算出をするということから考えれば、これは当然最賃は盛り込まなければ適正な予定価格は出ないかというふうに思うのですが、この辺のところのチェック体制は、先ほど労働環境報告書、これでチェックしていくよということであったわけですが、その辺のところはこういってチェックをするわけでございますが、例えば予定価が高過ぎて、町内業者の関係からすれば落札できない、要するに辞退が続出をするという、こういうことがあり得ることも想定されるのではなからうかなというふうに思うのですが、その点はいかがかということでもあります。その点について、額田郡の建設業組合が意見をいろいろと言われているようでございますけれども、この辺のところの関係とはどのような協議をされたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 以前のように東京五輪関連工事が伴う状況のときは、技術者の不足でありますとか、資材の高騰による辞退がかつて令和元年のときには多かったというふうに認識をしておりますけれども、こういったことによる辞退は、現在、今年度に入りましてこういったことはないという状況でございます。しかし、慢性的な技術者不足ですとか、そういったことは続いている状況でございます。年度途中の発注は、当時に比べ辞退は、そういったこともございますので少なからずありますけれども、現在の昨年度からのコロナの影響とかに伴う工事の辞退はないという状況の中で、建設業組

合の方に今回ヒアリングをさせていただきます、11月1日の日でございますけれども、こういった従業員の確保、こういったところが難しい状況と、それから特に従業員の中でも若い方の確保が難しく高齢化をしていると、そういったようなお話も伺っております。そういった中で、労働者の方の環境を守るという労働条件を適正に確保するという事は重要なことでもありますし、今回は理念型ということで最低賃金のほうは条例の中で制定をしておらず、最低賃金は国の枠組みの中でそれを最低賃金法のほうに定めるというふうにしております。先ほど申し上げました労働環境を確保するという事で、今回、労働環境報告書を特定公契約を受注された業者さんに関しては出していただくということで、町のほうでも労働者の皆様の労働条件が適正に確保されているかということをチェックしてまいりたいというふうを考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 町のほうでは、公共サービスの品質の確保ということで適正な予定価格の算出をしながら、そして入札に臨んでいくということでありますけれども、最賃がなかなか上がってこないという一つの背景には、これは例えば下請関係でいいますと、最低賃金があまり上がっていくと今度はその事業としてなかなか成り立たない、もうけが出ない。こういうようなことが言われている中で、なかなか最賃が上がってこないというようなことも言われているわけでございます。そうした点から言えば、町としてはこの公契約条例に基づいて品質確保のための適正な予定価格を算出する。ところが、これに対しての応札がなかなかうまくいかないという、こういうこともやはり懸念されるのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところはどういうふうにやっていくのかということでございます。受注者側とのこの辺の関係を労働条件の確保ということできちんとやっていかないと、なかなかこれがうまくいかないのではないかなというふうに思います。そういうときに、先ほども言いましたように特定公契約に関しましては労働環境条件、こうしたものの報告書を出させるということで、それだけでいいのかということでございますけれども、その辺のところはどのように思っておられるのか伺いたいと思います。

それから特定公契約、これに関して町内業者を優先下請ということで、そういうことを前々から言われていたわけでございますけれども、今回これが公に公契約条例の中でうたっていくということから考えれば、町内業者を下請に甘んじていいのかと、こういうことにもつながるのではないかなというふうに思うのですが、その辺のところはどうなのかということでございます。やはり、町内業者の育成という点からすれば、こうした特定公契約になるものに対してもきちんと例えばJVを組んで応札ができるようにしていくとか、そうしたことからすれば町内業者だけでも十分回っていくことができるわけでございますので、その辺のところも十分考えていただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回、特定公契約の関係の工事費等の算出でございますが、こちらの適正な予定価格ということで、土木工事の設計については県の積算システムを使っておりまして、また建築設計に関しましては、営繕積算システムという共通なシス

テムを使って、営繕積算システムR I B Cですけれども、こういったものを使いまして適正で公正な算出に努めているところでございます。議員がおっしゃられるように、最低制限価格もきちんと予定価を公表しまして、最低制限価格も設定をしております、ダンピングが受注をされるということがないように、また歩切りの撤廃、そういったことがきちんとないようにシステムで適正な積算をいたしまして、適正な価格での入札ということ而努力していきたいというふうに思っております。

また、先ほどの確認書を今回出させていただくことによりまして、最低賃金がきちんと守れているのかということも、これまでそのことについて町のほうは確認をしていない状況でございますけれども、このところもしっかりと確認をして、公契約条例の制定を機に、住民の皆様にもですけれども、今回所管課のほうで皆さんに分かりやすいような手引きの作成も考えておりますので、そういったものを使いましてきちんと説明をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 町内業者が下請に甘んじていいのかということでございますけれども、この辺のところを大きな工事におきましてもやはり町内業者の育成ということで、J Vを組んで、そして応札ができるようにしていく。そういう考えというのは、やはりこれが一つには町内業者の育成と受注の確保にもつながるかというふうに思うのですが、その辺のところはいかがかということでございますので、その辺のところもお尋ねしたいと思います。

それから、周知、手続等についてでございますけれども、この関係で先ほどは2団体にヒアリングをして意見聴取をされたということでございますけれども、この辺のところではほかにどのようなことを考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 議員がおっしゃられるとおりですけれども、J V等を組んでいただきまして、そういう受注の確保ということも今後考えていくことは可能であるというふうに思っております。

それから、建設業組合の方からのヒアリングで、そのほかということでもよろしかったでしょうか。そのほかの御意見ですけれども、今回の条例制定について町内の事業者側のメリットが分からないというようなことも率直な御意見を伺っております。こういったことがメリットが分からないということではなくて、この条例の制定の趣旨について、いま一度丁寧に説明をさせていただくことが必要であるかというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 公契約条例を制定するメリットが分からないということで、業者のほうからあったということでございますけれども、やはり、これは公共サービスの品質の確保、あるいは労働条件が適正に確保されるのか、こういうことが一番の本来の趣旨じゃないかなというふうに思うんです。そういうことから、やはりこうした点で言えば町内業者の育成をしながら、そして働く労働環境、これを働きやすい職場にしていくことと、賃金や労働条件、これをきちんと確保させていく、こういうことがやっぱり

必要であり、そして、それが並びにサービスの品質の確保につながっていくというふうに思うわけでありますので、その辺をきちんと業者の方々にもメリットとして分かりやすいように説明も周知もしていただきたいなというふうに思うのですが、その辺についてはもう少しきちんと協議をする必要があるのではなかろうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の条例制定ですけれども、町内業者の育成、また町内の業者の方の労働環境を守っていくという、そういったことに重点を置いて案を作成させていただいております。今回の条例を制定したということを職員が認識をして、この契約等の行為に当たっていくということも重要であると思えますし、また業者の方々からの御意見があれば、今後しっかりとそういった意見も聞きながら、必要に応じて要綱等、規則等を見直していくということも考えておりますので、そういったことでこの公契約の条例に沿った適正な契約をしてまいりたいというふうに思っております。また、幸田町公契約条例の手引きを年度内ですけれども作成をいたしまして、町内の事業所に配付をするということですか、またホームページにも掲載をして、随時その説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第53号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案の質疑を行います。

15番、藤江徹君の質疑を許します。

15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） 今回のこの条例の一部改正ということで以前に説明いただきました内容では、法律の規定により地方公共団体は人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら専従させるために職員を派遣することができるということでもありますけれども、この派遣というのは我々が通常考えるのでは出向というふうに思うんですけれども、これはあくまでも転籍ではなく出向というふうに理解してよろしいのかどうか、説明をお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回派遣をいたします職員の身分につきましては、議員お見込のとおり、幸田町職員としての職、身分を保持しながら在職での出向ということになります。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） ということでありまして、どちらのパターンでもそうですけれども、派遣される者、いわゆる派遣者にとっては庁舎内の異動とは全く異なって、外部の異なった団体での異なった環境での業務となるということになると思います。環境面を含んで、これらに対して派遣者は精神的にはかなりの負担を負うというのが通例であります。この対応として、派遣先での働きやすい環境づくり、この負担低減のための環境づくりについて何か配慮はされているのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御心配をいただきありがとうございます。

法的には労働契約法第5条の規定によりまして、使用者には、労働者が健康と安全を保ち、働きやすい環境で常に業務に従事できるよう配慮する義務である、安全配慮義務がございますので、派遣先におきましても必要な配慮がなされるものと認識しております。また、当然町といたしましても、大事な職員を送り出すわけがございますので、その点につきましては町長を初め所管部局からも重々お願いをし、見守りつつ、状況によっては必要な手を差し伸べてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） ぜひよろしくお願ひしますということと、次に、今回追加される幸田商工会、これについては先ほど述べた、公益的法人等の業務に専ら専従させるためにというふうに初め冒頭で私が話しましたがけれども、今回の商工会については一応ロケ受入れに関する業務、グルメ開発、観光事業、行政で進めてきたこれらの事業について、行政と商工会それぞれの役割の明確化と双方が連携し町一丸となって取り組む体制を整えるためと一応説明を受けました。若干ニュアンスが異なるかなと思います。特に今回このような商工会へのこのような内容での派遣の場合、派遣先で円滑に業務遂行ができ得るこういう立場、要は発言がしやすい、発言ができ得る立場でないということはないかな進められないのではないかと、いろいろな障害が起きるのではないかとというふうに思います。したがって、これらの発言とか発言権の立場とか、これらを含んで給料面も併せて派遣者にこれらを与えるためにどういうふうな考えをお持ちかどうかということをお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 発言権があるかどうかですとか、その地位的な、派遣者の処遇的なお尋ねかと思ひます。

先ほど申し上げましたとおり、町職員としての職、身分を保持したままの派遣となります。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第3項及び本条例第3条第1項第1号に定められているとおり、報酬その他の勤務条件及び従事すべき業務、派遣期間、職務への復帰に関する事項や福利厚生に関する事項につきましては、派遣先と取り交わす協定書により取り決めることとなっております。現時点で商工会との調整の中では、役場において課長級の職員を商工会の事務局次長で2年間派遣するという前提でただいま協議を進めているところでございます。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） 分かりました。できるだけそれは発言しやすい環境づくりに対して御配慮願ひたいということですがけれども、この派遣ということの一番のキーになるのは何かというと、派遣者の要するに人材育成がまず第一であって、第二は、その派遣者が一旦その派遣期間を終了して戻ってきた後、従来以上の戦力と実力を備えるためにということが派遣のための一番の大きな目的ではないかと私は思っております。したがって、それらについて十分御理解、御配慮の上、派遣者の選定及び派遣先での業務についていろいろと御配慮をよろしくお願ひしたいということで、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 派遣先でも発言しやすくという点におきましては、一担当という立場ではなくて、それなりに発言力があると申しますか、影響力のある事務局次長ということで調整をさせていただいているところでございます。また、商工会に限らず職員を派遣した場合には、派遣先で違う環境の中で業務をすることによって、その職員の資質向上につながるということに期待をしている部分もでございます。また、その職員が戻ってきたときには、外で学んできたことを本来役場の業務で生かすということで期待しているところでございます。今回についてもそのような趣旨が徹底できるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江徹君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、この職員が職員定数条例の中か、それか定数の外の職員として扱われるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回商工会へ派遣をする職員につきましては、定数の外というふうに考えております。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 定数の外だというお話でした。ちょっとこれについては補正予算でも給与費についてお尋ねをするつもりでおりますので、またそのときにはほかの国・県といろいろ派遣をされているのがあると思いますので、定数の外で扱っている職員が何人いるかはそのときに聞きますので、用意をしておいてください。

この職員に係る人件費でありますけど、これは誰が負担をするのでしょうか。商工会が負担をするのかどうか、それをお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 通常商工会の職員に係ります人件費につきましては、商工会等指導改善事業補助金の経営改善普及事業費分として3割程度が町から交付されることとされております。原則的には、この補助対象経費として扱うことが基本になるかと思えます。ただし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び本条例により派遣職員に対し町が直接給与を支給することも不可能ではないというふうにも考えられるため、現在、今回の派遣の趣旨に鑑み、どう取り扱うことが適当であるかということについて鋭意研究、調整中であります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今のお答えですと、町が直接支払う可能性があるというお答えだということで受け止めてよろしいでしょうかね。先ほどは協定書を商工会と交わして、そ

れで取り決めていくんだよという藤江議員へのお答えであったかと思えますけれども、そこをもう一つ確認をさせてください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 派遣に関わることについては、協定書の中で互いに明らかにして合意をしていくということは変わらないと思います。それで、給与面について現時点で町が直接給与を負担する可能性があるのかないのかということについては、その場合も現時点では可能性はあり得るということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 先ほどですと、経営改善事業の補助金の枠内だと補助率が30%だからという御説明がありました。ということになりますと、町は30%の負担で済むところ、会は残りの70%を見なければならぬ。これには県の補助金も入ってくるもので丸々ということにはならないと思えますけれども、ただ会の負担は間違いなく増えるというふうに思うわけでありまして、これを町が見る可能性があるということは、これは補助金として上乗せするのとまるっきり同じ結果になると思うんですね。そういうことになるというふうに受け止める僕の発想がおかしいですかね。ちょっとお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 補助金を上乗せすることになるのかどうかということについては、今支給をしている経営改善普及事業費分が3割程度の町負担となるのに対して、今可能性もなきにしもあらずというふうに答弁をさせていただきました本人への直接給与の払いということは、当然支給の額は多くなるわけですので、単純に考えれば、その費目はともかく町の持ち出す分が上乗せで多くなるというふうに捉えていただくのはお聞きのとおりだと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そもそも論をお尋ねをいたします。この職員の派遣については、商工会から要請があったから行うということに至ったのかどうか。それをお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の派遣について、商工会の要請に基づくものかどうかということにつきましては、商工会からの要請に基づいて行うということではございません。あくまでも町内商工業者の活性化により効果的な事業実施に向けた体制づくりを目指した町としての政策的な提案ということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 頼んでもおらん職員を押しつけられるわけで、それに伴って会が負担をしていかないかん部分が増えるということは、商工会にとってはなかなかのことだと思うんですね。先ほど派遣の内容について話は進めているというようなことをおっしゃったわけでありましてけれども、商工会の役員会等でこの件について議論をされて、了解をされているのかどうなのか。それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 現時点においては、まずは商工会の役員会で諮られて、承認を

受けているという状況ではないというふうに承知をしております。それに向けての調整を今しているという段階でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そういう形なのを押しつけというふうに私は理解をするわけでありませう。何でこんな未成熟な段階で議案として上がってくるのか。町の負担がどれだけ増えるのか。先ほど課長級と言われたもので、町が人件費を見るところになれば、人件費1,000万円以上幸田町の一般会計から払って、商工会のほうで事務をやらせる、そういうことになるわけですね。その会の職員として働かせる職員についての基本的な話は何もできていないというのが、僕は非常に疑問なんですね。これは、いつ頃、誰と誰が話をしてこういう流れになったのか。御承知でしたらお答えください。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 商工会長様と3回ぐらい打合せをさせていただいて、とにかく条例の中で幸田町の職員を商工会に派遣できるというような制度がない限り、話し合いはできないということでもあります。その中で今回、先ほど来ありますように、テイクアウト、そして観光、そしてロケツーリズム、様々な場面で商工会とそして行政がお互いに機会を求めたときに一緒になってやれるような事業テーマが多くなりました。今の話だと商工会長さんとお話している段階では、これからこの条例が可決されるようなときになったら、今言われましたように具体的な話を、役員さんですかね、そして商工会の職員たちと話し合いながら、この条例で派遣することは可能になったけれども、今後どのような体制で派遣をし合っていくかということ協定書の中で折り合っていくということで、3回協議をしております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 協議を会長とやっておられるということで、双方がトップ同士でお話をされているということのようではありますが、ということになりますと、まずこの条例ができて、商工会へ派遣できる団体としてそれが例規上位置づけられることがまず最優先であって、それがないと話が具体的に商工会の役員さん、それから職員等と具体的な話ができていかないと、こういうお話だったと思うんですね。ということになりますと、逆にそういう話がうまくいかなかった場合には職員は派遣されない、ということにもつながると思うんですね。私は、先ほど総務部長の話では基本は会のほうで給料を払って、30%の経営改善の補助金を町がその経費として対象経費を見るところというのが基本のように伺ったわけではありますが、これがそうじゃなくて、町が人件費を丸々負担をするというようなことであるなら、これは町の職員がこちらで仕事をやるのと何ら変わりがないわけですね。というかむしろ、これは町長が政策として進めておられるロケツーなんかは直接的な命令系統で職務に従事ができる。ところが、会へ行けば会のほうの組織の命令系統で動かないかん。商工会を植民地だと思っておいでなら、まあ、あれですけど、理屈はそういうことなんですね。会の職員は町長の命令よりも誰よりも会長の命令を聞かなあかん。でないと、そこへ行った課長級の職員は職務をまともにやっくらんということになりかねませんので、そこらはしっかりとやっつけていかなあかんというふうに私は思います。それから、先ほど藤江議員もちょっと言われたんですけど、本件

の一部改正について行政と商工会それぞれの役割を明確にするとともに、職員を派遣するところで双方が連携をして一丸となって取り組む体制をやると言われたんですけど、この書き方と矛盾をしているんじゃないかなという気がするんですね。双方が連携をするんじゃないくて、職員が向こうへ行って、やってくれよということでもありますので、やはり行政は行政の役割があるし、商工会は商工会の私は役割があると思うわけでもあります。商工会法では、商工業に関して相談に応じ又は指導を行うということが商工会の任務の1丁目1番地です。この任務のほうが僕は重いと思いますので、そこら辺は、今後協定をどういうふうに詰めていかれるか分かりませんが、しっかりやっていただくと困るんじゃないかなというふうに思います。

それから商工会は、基本的には役場は単式簿記であります。商工会は複式簿記の世界、それで経営改善等はそれに基づいてそういう指導をやっていくわけですので、そういう知識がない職員にとっては、藤江議員も言われたけれども、とてもプレッシャーになると思います。決算書が読めない、試算表も読めない、そういう職員ではノイローゼになりかねません。そこら辺も派遣する職員をどういうふうを選定するのかどうか。それよりも先に商工会との話が先だということでもありますけど、そこら辺はきっちりやる場合は詰めていかないかんし、それがはっきり説明されない限りは派遣は見合わせておかれる、それが私は一番いいと思います。さっきも言いましたけれども、役場の中でやっている職員が商工会へ行って、やるというだけでは僕は何の意味もないと思います。ということをお願いして、これ以上言うとか熱くなってきちゃうんで、これぐらいにしておきますので、もっともっと本当は言いたいんだよということをお酌み取りいただいて、対応をしていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 様々な御指摘ありがとうございます。今、会長さんといろいろな詰めをしておりますので、細部にわたりましては御納得がいただけるような形で努めたいと思っております。

今回コロナ禍の中で、幸田町の行政がロケツアーリズム、そしてテイクアウト弁当、そして様々な観光部門を仕掛けてまいりました。私がちょっと違和感があったのは、例えばテイクアウト弁当なんかでも、岡崎市の市役所のほうが、テイクアウト弁当を幸田町の商工会さんも一緒になってJRの岡崎の駅で一緒に売ろうよと言ってくださいました。これは行政同士です。そこで、ああ、分かりました、こんないいチャンスはないので商工会を通じてテイクアウト弁当をどんどん出しましょうといったときに、出された店舗の方々からもそうですけれども、もうちょっと行政と商工会さんが早く話をしてくれて協力し合ったら、もっといい形ができるよねとかいうこともありました。また今回、来年観光については今までうちのほうが映画の舞台づくりだとか、映画の作成の機会を行政のほうがつくってまいりました。町民会館なんかでも例えば映画のときに、実は裏方では商工会の方にたくさんお願いして、とにかくいろいろなエキストラがたくさん欲しいのという急遽急遽の形で協力要請をしてみました。そのときもやっぱり、映画づくりの話も主体となるのは行政かもしれませんが、協力していただく主体、補足的な主体は商工会さんであります。弁当だとかエキストラだとか盛り上げ役、これは

本当に商工会の方々ばかりだと思います。そのときにやっぱりお互いに仕掛けていくということが大事だと思うんですけど、今回は商工会さんのほうで、今までうちは映画づくりの仕掛けをしておりましたけれども、来年度の彦左まつり等々では今度は商工会さんのほうが、映画をつくっていくので町のほうも協力してくれと、一緒になって商工会さんの人脈で映画をつくりたいと言ってみえましたので、分かりました、いききっかけになるのでお互いにつくっていきましょうということになったわけですが、やっぱりこれからは、商工会さんはもちろん今までの業務の中に経営改善だとか、コロナ禍の中でいろいろな手続の要求があるので、それで商工会さんの職員も手いっぱいだと思いますけれども、こういったこれからはテイクアウトのこともそうですけど、飲食業のこともそうですけれども、映画のこともそうですけれども、様々な場面で商工会さんの事業・企画をある程度行政と一緒に企画しながら協力し合って、町全体を盛り上げていくということと、また蒲郡市さんも同じ現象が起きておまして、蒲郡市さんは行政はほとんど手を出しません、観光だとかロケツーリズムには。その代わりに商工会さんが全部やっておられます。今回も蒲郡の商工会さんが、せっかくこういった映画づくりの機会が公益的になったので、蒲郡の商工会さんと幸田町の商工会と、やっぱりそれでも場所づくりは行政の場所を使うことが多いので、教育施設だとか町民会館だとか、だから、そういった場面で行政も場づくりで協力しながら、お互いに蒲郡の行政と商工会、幸田町の行政と商工会、そうやって映画づくりの場づくりを増やしていきましょうねというときに私としては、先ほど会長さんとの調整の中で、これは結果的に駄目になるかも分かりませんが、一度そういった仕組みづくりをなんか知らんけどどこかで線が引かれちゃってるので、役所の職員が局次長として派遣されたときに、やっぱり商工会さんの立場をいち早く感じ取ってくださって、幸田町の行政のほうでまたその連絡が来る。また、幸田町の行政も役場の職員がまたそこへ出向しているの、今できる国から補助メニューが来た、すぐにやらないかん。じゃあ、やっぱり商工会さんをすぐ動かそうよといったときにつなぎ役になる可能性もあるということで、業務としての期待値はあると思いますが、今、議員の言われたようなことについて全然異論はありません。それはしっかりと納得いただければ、この事業は進められないので、商工会さんの事業のボリュームもあるだろうし、幸田町が派遣したときに、やっぱり幸田町としても人件費的に投資をしていくので、これは会長さんとの今後、商工会の会員の方々とそして事務局職員と商工会の幹部の方で、これから相談をしながら進めて回答をするということで事前の打合せは3回ぐらいやっているということでありますので、まだ方針についてはしっかり固まっておりません。結果的にそういう受皿づくりについて、私はお互いに仕掛けていくことが大事だと言いましたけれども、やっぱりいろいろな問題があって難しいなということであれば、やっぱりできなくなるんだろうなということについての議員の御意見については全然異論はございません。

以上です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） いろいろ町長が言われたんですけど、ロケツ一等の動きが悪いのは、商工会の職員やスタッフの動きが悪いようにも受け止められるお答えだったわけであり

ますけれども、そもそも論から言うと、本当にこの幸田町でそういうロケ誘致が必要なのかどうか、観光でなりわいを持っている商工会員さんがどれだけおられるのか。そういう点も重要だと思うんですね。そういうメリットがなければ、僕はなかなか会員の人たちは動いてこれないだろうというふうに思います。映画を何本撮ったからいいんだよ、それを広告費換算にすると何億円になるんだよというのは、それは一つの指標の出し方であって、ところが実際に金がどれだけ地元へ落ちたかというのが本当は率直な商工会の方々の反応だと思いますので、そこら辺も踏まえながら、やるなら成果の上がるようなやり方をやらないかんし、ただやるだけならやらんほうがいいと思いますので、そこら辺は十分詰めていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 全く異論はございません。そういったことを踏まえて、会長さんも同じようなことを言われておられましたので、詰めていくということについては異論はありません。ただ、観光で今回ロケツーリズム等々をやったときに、やっぱりコロナ禍の中で無理して撮影の現場にエキストラのたくさんの方に来ていただきましたけど、やっぱり来ていただいた方は、幸田町はこんな施設しかないなと思ってたけれども、人のにぎわいと集まることによって何か元気が出た。なおかつコロナの中でテイクアウト弁当、いろいろ工夫してみたらこんな弁当ができるようになったと。これからは多分飲食店の方々もあまり密になって宴会はできないと思うので、いろいろな弁当の工夫が必要だなというのも、今回の映画撮影の場面で結構面白い弁当を作られるようになったということで、飲食業の人もやっぱり高齢者の方も言えるけれども、どちらかというところからはテイクアウト弁当のようなどころも少しづつ工夫をしていかないと、僕はもたないんじゃないかなという場面も多かったです。そういった意味で行政、かつもうける人たちがあんまり役所の人たちがさっきも言われたように高飛車にやれやれと言うよりも、実際の飲食店の人たちが、こういう弁当をやるとこういう盛り上げ方があるんだなということに気づいていただくということをやっていくわけでありまして。言うまでもなく、多くの投資をかけているわけですので、それはやっぱり今言われたように御理解をいただかなければできません。だから、今回の商工会への派遣等につきましても会長さんとも話をしていますが、一遍やってみる価値もあるね。でも、それがやっぱり今言われたように、結果的に何か一つの連携、協調がうまく成り立たなかった場合は元に戻そうね。そういう議論は様々にやっておりますので、今言われたことについては十分配慮したいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 先ほどからいろいろ聞いておりますと、今回の派遣しなければならないという必要性、それは町のほうから政策的に商工会を動かしていくということのようでありましてけれども、私は派遣しなくてもよい取組があるのではないかなというふうに思うわけでありまして。逆に、幸田町の商工会へ派遣をしていくと、商工会のほうではさらにそれが動かされているというような思いが逆に出てくるのではなからうかなと

いうふうにも思います。現在、幸田町の商工会には退職をされた職員が事務局長としていらっしゃるわけでありまして、そういう点から言えば、今回の派遣も天下り先ではないわけですが、そのように感じる1人であります。

先ほど町長は、3年ほど前に商工会の会長と話し合いをしたというふうにお聞きをしたわけでありまして、これは時間的に言えば3年前だったのか、これは間違っていたらまた訂正していただいて結構ですが、3年前と言われますと前商工会の会長さんになるわけですね。今回の今の会長さんはまだ1年ちょっと、1年ですかね、それぐらいしかならないわけでありまして、そうすると例えば今回町のほうから職員をロケツアーやグルメあるいは観光事業等に専念させるために派遣をしたいということから話し合いを持ってきたとするならば、事業を押しつけられた感が大きいんじゃないかなというふうに思うのですが、その辺のところをまず基本的に商工会のほうではどう思っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） すみません、ちょっと言葉不足で、3回ということで。今回の商工会長さんと今回の関連で3回ほど打合せをさせていただいたということで、すみません、ちょっと言葉間違っていたら訂正いたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） その他の件でございますけれども、これまで行政主導で進めてまいりましたロケ受入れに関する業務、またグルメ開発業務ですとか観光事業等につきましては、もともと商工会が目指すところの地元商工業者の活性化につながる業務であるという認識がまずございます。幸田町及び地元商工業者の今後のさらなる発展と繁栄を目指す上で、行政と商工会それぞれの役割を明確にするとともに、その目指すべき方向に向けて商工会職員を初め役員、会員さんと協働で事業を推進できる体制へのシフトを図るべく、その先導者としての活躍を期待して今回職員を派遣するものでございます。それについて商工会のほうで押しつけ感的な受け止め方があるのではという御心配もいただいております。受け取り方は人それぞれで、確かにそのような受取をされる方も見えるだろうなというさっしはつくわけでございますけれども、派遣する調整の中でなるべくそういうやらされ感を持たないような形で受け入れていただくような調整は進めてまいりたいと思います。

また、議員が御指摘されますように、わざわざ派遣しなくもよい取組もあるのではないかとこの考え方も、決してそれを否定するものではございません。所管課としての産業振興課と商工会、今までどおりの関係性の中で連携・協働を深めていけばいいのではということであるかとは思いますが、しかしながら、この3年間にわたる取組の中で、先ほど町長が答弁させていただいた内容にも通じる部分でございますけれども、例えばお隣の蒲郡市を初め各地の成功事例等を参考としたところ、やはり商工会のような民間主導で事をなしていったほうがスムーズで効率よく機動的な対応が可能、また各事業者の協力やその恩恵も直接的に得ることができるというような成果も見られるというふうに聞いております。そんな中、町職員が直接的に商工会の懐に入り込み、かけ橋・先導者となり、より一層の協働で事業推進できる体制へのシフトを図るためには、現状ロケ受

入れに関する業務等が順調に進んでいる上向き加減の今こそがその適期であるというふうな判断に基づく今回の提案ということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いろいろと言われましたけれども、私も3年ほど前からこのロケットの関係等の会議にも出させていただいており、ロケットやグルメ開発あるいは観光事業に取り組むということに関しては別に反対するわけではございません。逆に幸田町を知っていただく一つの機会として、一つの宣伝材料になるというふうには思っておりますが、しかしながら、逆に公共が主導してやる事業と民間が主導してやる事業の場合、比較をいたしますとどうしても公共の場合は固いと。やっぱり、もう少し冒険があってもいいのではないのかとかいろいろな考え方の相違が事業の取組内容にも表れてくるかというふうに思います。そういうことから考えると、今、非常に幸田町の行政主導の取組というのが先行していて、逆に商工会の方たちの自主性とか、そういう意欲的なものが見られないというか、そういう押しつけ感があるということを感じるわけでありまして。それが逆に派遣をされたら、より一層それが強くなるんじゃないだろうかというふうに思います。商工会の事業といたしましては、何も観光だけじゃないわけですね。観光はロケットだけじゃない、ほかのいろいろな業種だってあるわけです。そういう中で、特にこういう事業に特化をしてやっていくということになるならば、またこれは商工会の中でも一つの不満というか、そういうことにもつながりかねないものではなかろうかなというふうに思うのですが、その辺はどのように考えられているのかお伺いしたいわけでありまして。

それと、また自主性が養われないということにもつながるわけでございますけれども、そうした点で、町長はとにかくやってみる価値はある、やってみなければ分かんというふうに言われますが、しかしながら、これから商工会の中でそういうプロジェクトを組んで、役場と協議をしながら、もっと密にしながら進めていく方法もあるんじゃないだろうかというふうに思うんです。ところが、今までのこの3年間はほとんどそういうことがなされなくて、役場主導でやられてきたからこのようになってきたんじゃないかなというふうに思うのですが、そうした点で再度お聞きしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 商工会長さんと3回お話をさせていただいております。商工会長さんも、実は、まだ新人さんということをお聞きしました。そういった意味で不満だとかそういうことも出ましたけれども、私もその辺は分かりません。だけど、会長さんのお立場として、役員と職員、そして町の考え方、こういったものを整理しながら、正式な御回答みたいなものはまた後日というような話で3回の打合せをしております。もとより、これはどうもならんという話であれば、この会話は続いてないので、何らかの形で幸田町はこういう考え方があるということ、商工会さんとしてはこういう考え方でこれからもいきたい、今までどおりでいいんだと。そういう結果になるかどうかは私も分かりませんが、そういうことを踏まえて商工会長さんが今は取り組んでおられるところしかちょっと答弁できませんけれども、よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） とにかくやってみなければ分からないというようなことで、この条例を制定をしていくというような、一部改正をしていくというようなことでありますけれども、その後にもまた法律上派遣することができる公益的法人等の例というのいろいろと、土地改良区、それから土地区画整理組合、それから農業協同組合というふうに町の事業とも関連する団体等への派遣も考えられるよということも示唆をされているわけでございます。この条例が可決した暁には、そういうことにもまた発展せざるを得ない状況が今回のこの議案に含まれていると指摘できるものであります。これは私の意見であります。

それから、今度は派遣した場合の職員の補充ですね。定数の枠外になるということでございますけれども、派遣をしたは、後の補充がないでは本当に今の職員の状況は疲弊してしまうという状況であります。今現在、ロケツ一等に携わっている産業振興課の職員は、ほかの業務も兼務しながらやっているわけでございますので、そうした点からすれば、1人丸々派遣をしてしまうと今度は残ったところの部署がまた人数が足りなくなってしまうというようなことになるわけでございますので、そうした場合、派遣をした場合は必ず職員補充というのは行うのかどうなのか。その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まず前段の、後半の部分は部長が答弁されると思いますけれども、今言われましたように、定数条例なんかもそうであります。定数を増やしたい、当然枠を取っていきますけど、じゃあ、条例で可決されたからといって全て人を埋めていくわけではありません。今回もそうですけれども、会長さんと言っているように、商工会にお互い需要があったかどうかは別として、派遣できるような仕組みがとにかかないと先に進めないということもありました。だから、おっしゃるとおり、これからの議論の中でちょっとこれは商工会さんとしては受皿的に無理だなとかいう議論は、これからどうなるかは私は正直分かりませんが、会長さんの今後の進め方等々があります。そういった意味で、通ったからそれはすぐ実行に移すだとかいうことはありませんけれども、町としての考え方はやっぱり示しておかないといけないということで、今回のお話をさせていただいているものでございます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず1点、前段でのお尋ねでございます。議案説明会の折に私のほうから、法律上職員を派遣することができる公益法人等の例として、土地改良区、土地区画整理組合、農業協同組合がございますよということで、資料にも載せて説明をさせていただきました。ただいまの丸山議員のお尋ねの中で、この先のことを示唆するようなというような御発言もございましたけれども、その点については、現時点におきましては深読みの部分でございます。議案説明会の折にそこら辺を紹介させていただいたというのは、今回条例を改正するに当たって、商工会に派遣をさせていただくようにするものでございますという御提案をさせていただくに当たって、議案説明会の折により丁寧な説明を心がけたいという姿勢の中で、議員さん方の素朴な思いとして、それじゃあ、ほかに派遣できる可能性のある団体はどんな団体があるのかなという素朴な疑

問もお持ちになるかと察する中で、あらかじめこういう団体がございますということで紹介をさせていただいたというふうに捉えていただきたいと思います。

それから、派遣した場合の職員の補充ということでございますが、御心配をいただいております。派遣した場合の職員の補充につきましては、役場全体の組織体制を踏まえた上で、可能な限りの適切な人員を配置してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、今までも職員派遣というのはやってきたわけでございます。今回の一つには愛知県農業共済組合、これは移転をしたところは安城市でしたけれども、これはそれぞれの市町の状況によって人数をそれぞれ定数を決めて派遣をしてきた事例というのがあるわけです。これは農業共済を運営する上におきまして派遣をしてきたということからも、そういう事例があった。それが、今現在はなくなつたということで、これをやめるわけでありましてけれども、しかしながら、やはり公益法人等への職員を派遣をするということについては、十分これは考えていかなければならない問題であるということを指摘して、終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木一君） 各議員がそれぞれの立場でいろいろ質問をされまして、私の質問予定も全部網羅されているというふうに考えます。そこで、突然で申し訳ないんですけども、答えられる範囲でいいですから答えていただきたいと思います。

1つは、労働者派遣法というのは、広域と一般労働者とは若干違うということをちょっと聞いたんですけども、それはさておいて、今回の問題を、やるのであれば派遣法を遵守しながらぜひやっていただきたいと思います。それと、もう一つは、大切な行政の人材を派遣するわけですから、新しい職場での精神的なストレス等は多分たまると思うんです。それが何らかの形で補助できるように、派遣先じゃなくて派遣元、要するに近いですから役場のほうでぜひサポートしていただければと思います。私の現役時代に何人かそういう人を扱ってきました。非常に大変な問題です。そうなってしまうといろいろな方にまた迷惑をかけますので、その辺の体制だけつくっていただくということをお願いして、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 職員に対するお気遣いをいただきましてありがとうございます。

まず、今回の派遣の根拠となりますのは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律という法律でございます。行政として、この法律を遵守してまいりたいというふうに思います。

また、先ほど、最初に藤江議員にもお答えしたところでございますけど、当然町といたしましては大切な職員を送り出すわけでございますので、商工会の所管課並びに人事担当におきましても精神的なケアにも留意しつつ、そのためにも普段からの、外といつてもしょっちゅうお付き合いはあるわけですので、顔を合わせる中でどうだというよう

な声かけ、心遣いをしながら、職員のストレスの発散、心のケアに努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（足立初雄君） 6番、黒木一君の質問は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ただいま4人の議員の方から様々な質問が出ましたので、私のほうからは補足というか、観点を絞ってしっかり確認をさせていただきたいと思います。

まず本件、幸田町公益的法人等への職員の派遣による成果及び今後の必要性について質問をさせていただきます。

今回、議案の中では人的援助が必要な部分に対しての派遣ということになるかと思えます。まず最初に、職員を派遣できる団体は今回1団体の削除が行われ、新たに1団体の追加を行うということです。先ほど町長の答弁でも、まずは派遣できる団体に商工会を登録した上で今後の具体的な話が進むというお話を伺ったところであります。今回削除される団体ですね、そもそもこちらのほうの仕組みの部分で少し確認をさせていただきますが、今回削除されるのが愛知県農業共済組合、こちらのほうに派遣されていたのが平成27年度から派遣を行っていないために、今後も派遣する必要性がないということで削除をされるということでありました。この職員を派遣していたことによって具体的にどんな成果・効果があったのかを伺いたいと思います。仕組みとしてこういったものであったのかをまずお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 余談でございますが、愛知県農業共済組合の前身が西三河農業共済組合、またその前身が岡崎額田地区広域事務組合であり、私自身そこへ新任の係長として3年間派遣されていた身であり、農業共済組合に対しましては、それなりの思い出があるところでございます。

愛知県農業共済組合での主な業務といたしましては、建物共済も含め各種農業共済の申込みの取りまとめ、作柄の損害評価、そして共済金の支払いでございます。職員を派遣していた当時の効果といたしましては、愛知県下全域を網羅する組合の中であって、幸田町の地域事情を熟知している職員を派遣していることによって、地元の声が組合にダイレクトに届き、逆に組合の情報が町へよりの確に周知されるという連絡調整等の親密さが図られ、申込みから支払いまでが円滑にできていたということが一番の効果であったかと思われます。なお、派遣を置いている今日において当時の円滑な業務が損なわれてしまっているということではなく、その点につきましては西三河農業共済組合が設立をされました平成20年から派遣を終えた平成27年度までの8年間で組合のプロパー職員に対し丁寧な引継ぎがなされているところであり、その弊害はないということで御承知おきをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 当時は、この団体の運営のために人員確保という観点でそれぞれの行政から派遣をし合って、この運営をしていたということかと思えます。現状では、人員不足の部分はプロパーのほうへの採用の移行という形で、まさに派遣する理由・目的

がなくなったというか、達成されたということかと思えます。やはり、派遣されるには、それなりの理由ですとか目的を持ってそちらでしっかり業務をこなしていただいて、成果を上げてくるということだと思えます。今回はまだ先にこの後の具体的な内容等々はまだ決められていない、これから話し合っていくということではありますが、そうやって考えますと派遣先団体でのこういった目標値ですね、こういったところをしっかりと決めていく必要が今後あるのかなと思っています。ということから、派遣先団体の到達目標ですとか、町としての連携の方法、先ほど1人の方を課長級で行かせるということでありましたが、そういった人員の体制、それから任期、こういった具体的な考えを決めていく中ではそういった目標値をしっかりと意識をしていただきたいと思うのですが、任期等々は2年間ということでした。現状、方向性として考えている具体的な目標ですとか連携の方法を教えてくださいたいと思います。いわゆる向こうに派遣先のほうで全てをこなすということではないと思います。議案書にも書いてありましたが、連携を強化するという趣旨がありましたので、町の組織と商工会組織とのパイプ、橋渡しをしながら何らかの会、形をもって業務が的確に効率よく進むというイメージを私はそののですが、そういったところで現状考えていることがありましたら教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 基本的には、今、議員が解釈していただいていたようなことではございます。到達目標につきましては、さきにも申し上げてきておりますが、幸田町及び地元商工業者のさらなる発展と繁栄を目指す上で、行政と商工会それぞれの役割を明確にするとともに、その目指すべき方向に向けて商工会職員を初め役員、会員さんと協働で事業推進できる体制へのシフトを図るということではございます。町と商工会との役割分担において、何をどこまでどうするのかということにつきましては、正直現時点で答弁するのが難しいところもございますが、少なくともロケ受入れに関する業務、グルメ開発業務等については商工会が主体的に取り組むべき業務という認識を商工会に持っていただくようなことを当面の目標としたいというふうに考えております。

また、町との連携方法につきましては、この条例第3条第2項第2号、職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項にもありますように、取組をした上で連携をしてまいりたいと思います。

また、現時点での到達成果とも言える町と商工会との協働によるうまいもん創作委員会を初めとする様々な情報共有や取組を図る組織を足がかりとして、町と商工会職員を初め役員、会員さんとの連携を深め、事業運営を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 内容のほうは理解をしたところであります。やはり、住民の理解を得ることからいきますと、こういった事業に対してこの先また考えられると思うのですが、数値化をなるべくしていただいて、より成果が誰でも見えるように、分かりやすく伝わるようにというのを意識して進める必要があると思います。今までの事業で

も、うまく成果を見せるやり方を数値化するなりして見えるようにすることができていれば、やはりもっとスムーズに進むような事案もいろいろあったかと思います。こういったところは落とすべきところではなく大変大事な観点だと思いますので、ぜひ始める前に関係者とよく内容をもんでいただいて、数値化できるように取組を進めて考えていただきたいということと、あと、やはり最終的にはその結果が住民に理解され、やっぱり商工会に対して派遣をするべきだという機運が高まるように進めていただきたいと思っておりますので、そのあたりを期待をして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） よく目標の数値化については御指摘をいただくところでございます。その必要性については十分認識をしているところでございますが、反面、役所、行政において一番不得手な部分であるかと思っております。各界の方に御指導いただきながら、議員御指摘の数値化等に取り組んでまいりたいと思っております。また、今回の事業が進める中で本当に幸田町が派遣してよかったというふうに町民に御理解、評価していただけるような取組になるよう鋭意努めてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第56号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今回の改正で第7条の第4項の規定を削除するという事になっております。この規定がどういう規定かという点、印鑑登録証を提示しない者には証明書は交付をしないんだよと。それから、この証明書を持参した者に対してのみ登録証を交付するんだよと。こういう2つの規定があるわけでありまして、今回新たな交付が可能になったということで、この規定が削除されるわけでありましてけれども、現実的には、この今までどおりの形で交付を受ける方のほうが圧倒的に多いと思っております。そういう点で、その人に対するこの規定がなくなっちゃって本当に大丈夫なのかどうか、その見解をお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員が御指摘のとおり、第7条第4項につきましては、印鑑登録証明を受けようとする者は印鑑登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交

付を受けることができないものであることですか、町長は、印鑑登録証を持参して印鑑登録証明を受けようとする者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものであるというように規定がされております。今回、コンビニエンスストアなどの多機能端末機、マルチコピー機でありますけれども、これにより証明書等を交付するコンビニ交付サービスを来年3月から運用するわけでございますけれども、この運用に当たりまして条例第10条に第3項を追加するというものでありますけれども、コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付につきましては第7条第4項に規定をしております印鑑登録証を持参し提示していただく必要がないということで、この条項につきましては削除するというであります。コンビニ交付サービスによらない従来の役場住民課窓口におきます証明書等の交付につきましては、これまでどおり印鑑登録証が必要であります。これは議員が心配される場所ではございますけれども、このことにつきましては条例第10条第1項に印鑑の登録を受けている者又はその代理人は印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて町長に対して印鑑登録証明書の交付を申請することができることと規定してありますので、これに基づきまして印鑑登録証が窓口交付では必要であるということが読み取れますので、第7条第4項を削除しても特段問題はないものと判断をした次第でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 第10条の規定で読み取れるということだということで、簡単に言えば、7条の第4項は盲腸みたいな規定で、あってもなくてもよかったよということかというふうに受け止めさせていただきました。

次に、手数料の関係ですけれども、この徴収と町への納入の方法はどのようになるのか。それについてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今後の交付の手数料ですね。こちらの徴収の方法でございますけれども、コンビニ交付サービスによりコンビニ事業者などがまず徴収いたしました証明書等の交付手数料につきましては、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと言われる団体ですけれども、このJ-LISにまず支払います。その後、町からの申請によりJ-LISから本町へ振り込まれるという流れになるということがあります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） コンビニによる印鑑登録証明書の発行でございますけれども、まず、この条例を制定する前に委員会で説明があったわけでありまして、自動交付をするときの安全対策について説明がございました。その中では、専用通信ネットワークの使用、通信内容の暗号化及び証明書データの削除により個人情報漏えい防止対策が講じられるというふうになっていたわけでございますけれども、こうしたのがおろそかになってくると個人情報の漏えいの懸念があるかというふうに思うのですが、この辺についてのきちんとした対策というのはどうなのかということでもあります。

それから、次にこの施行期日、これを令和4年3月1日にするについて説明をいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） コンビニ交付サービスの運用に際しましては、議員が御指摘のように個人情報の漏えいの懸念というのが拭えないところであります。なので、当然であります、漏えい防止のための安全対策はしっかり講じられているところあります。先ほど議員も仰せのとおり、データ通信につきましては専用回線を使用することはもちろんですが、データを暗号化して送信することによりまして、不正な読み取りを防止いたします。

2点目といたしまして、多機能端末機マルチコピーにつきましては、個人番号カード、マイナンバーカードに記録されております利用者証明用電子証明書によりまして、暗証番号が認証された場合のみ証明書等の交付を可能としております。つまり、数字4桁の暗証番号を正しく入力しない限り証明書等が交付されることはないということでありませう。

3点目といたしまして、証明書等を交付したマルチコピー機から証明書等のデータは消去され、マルチコピー機に個人情報は一切残らない仕組みとなっており、またさらにマルチコピー機には証明書やマイナンバーカードの取り忘れがないよう、画面表示、音声案内やアラームで知らせる機能も備わっております。このように個人情報が漏えいしない対策が施されているということでありませう。

その後の質問であります。施行期日を令和4年3月1日にしたわけですが、コンビニ交付サービスにつきましては、最近待ちわびる声が町民から多く届くようになってまいりました。こういった住民サービスの面からもそうですが、同時に、コロナ禍で窓口での密集状態を少しでも回避しなければならないという感染防止の面からも少しでも早くこのサービスが町民に提供できるように、当方としましては準備を進めてまいったところでありませう。そういったことで、切りのいい令和4年4月1日より本年度中に少しでも早く運用ができる日として調整をしてきましたのが、ちょっと1か月の差ではありますけれども、令和4年3月1日というふうになった次第であります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 個人情報漏えいの懸念があるということを言われたわけでありませう。その対策としていろいろな手だてが講じられる。しかし、例えばマイナンバーカードは持ち歩くわけでありませうので、そうした点におきまして、1つには紛失による漏えいもあるのではなからうかという懸念もあるし、またマルチコピー機からのカードの取り忘れ防止対策、これが施されているわけですが、ひょっとしてやっぱり忘れる可能性だってあるわけですが、そうした点での漏えいというのも、これもなきにしもあらずということですが、その辺で本当に安全なのかということでありませう。そうした点におきまして、既にほかの自治体でも実施をされているところもあるというふうにお聞きをしておりますが、そうした点において先進事例の中での教訓とした事例があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 実際近隣の市町村と西三河の9市につきましては既にコンビニ交付サービスを実施しているわけですが、そういった個人情報の漏えい等の事案は一応確認はされておりません。

それから、マイナンバーカード自体を忘れちゃったり紛失したりというときなんですけれども、マイナンバーカード自体には、その中に個人情報が入っているということは、まあ、住所とかそういった情報はその中に入ってますけれども、あくまでもいろいろな個人情報を引き出す場合には先ほど申しました暗証番号とセットになっております。そういった意味で二重のセキュリティがかかっているということと、それから、その個人情報を引き出すときには当然専用回線を通じて行き来するわけですが、その場合にも暗号化された情報がいくということで、その読み取りが効かないという、そういったセキュリティもかかっているということで御理解を願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この住民広場については、全ての住民広場が設置されている区に委託がされております。そういう観点から考えていくと、これは管理を指定管理者制度を用いて、実際に管理をされている区を指定管理者にして管理を代行させる、そういうお考えがないかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 住民広場につきましては、町が整備いたしましたトイレですとか防球ネット、バックネット等の修繕などが原則的には町が管理するものというふうに認識をしておりますが、施設利用における広場の会場から利用後の点検整備、草刈り、草取りや樹木の剪定など日常の維持管理等に係る業務につきましては、地元区に無償で委託をしております。

議員が仰せの指定管理制度でありますけれども、これにつきましては多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年それまでの管理委託制度に代えて創設された制度ということであります。

本町におきまして、この制度が導入されましたのは平成18年であります。この制度導入に当たりましては、制度の目的、メリット、デメリット等を勘案して施設ごとに調査、検討を重ねた上で、指定管理者によって管理すべき公の施設を高齢者生きがいセンターや町民会館などの施設とし、管理委託制度により区が管理してきた施設につきましては、あくまで町が管理する公の施設として管理の一部、日常の維持管理等を業務委託により区にお願いすることとして、所定の条例、規則の整備を行ったというふうに認識をしております。

指定管理制度を再検討するということではありますが、このことについてはやぶさかではありませんけれども、議員から通告を受け、慌てて調べさせていただきました。

ので、うまく申し上げることができません。議員は御承知かと思いますが、制度導入に至る経緯からいたしますと、やはり、ちょらちょいとでお答えをすることができません。制度をよく研究し、現状をしっかりと把握して慎重に対応する必要があると思いますので、住民広場につきましてはこれまでどおり業務委託により管理の一部、日常の維持管理等を地元区にお願いするという形で考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私もすぐにやれというふうに申し上げているわけではございません。今後も新しい住民広場がまたできる、そういうことで調査等が進みつつあるということでもございますので、そういうときまでに結論を出していただけたらというふうに思っております。

今、部長にいろいろお答えをいただいたわけでありましてけれども、僕は、この指定管理者制度のメリットは、本来は管理委託制度の中では使用の許可・不許可は全て町長が行わなければならない、これが大原則であって、それ以外の業務、先ほど言われた草取りだとか清掃、そういうものは委託ができるけれども、許可まで含めての丸投げはいかんよということで指定管理者制度というものが創設をされてきた経過があると思います。そういう点で、より実態はもう指定管理者制度に私は近い扱いのような気がいたしますので、そういう観点から今後検討をしていただけたらということで、私の質問は終わります。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 現状をしっかりと把握、確認をしまして、今後は指定管理者制度のほうがいいかどうかということも改めて検討のほうをしてきたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 手話言語条例を制定するに当たりまして、パブリックコメントを行われております。その中で、1件寄せられたということでありますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今年の9月に実施しましたパブリックコメントであります。町内在住の男性から意見をいただいております。主な御意見を3点申し上げたいと思っております。

1点目は、条例名につきまして簡単明瞭な名前を希望したいというもの。2点目、前文におきまして、手話が言語であることについて歴史的背景を含め、さらに明記してほしい。また、あらゆる分野でろう者が必要な情報提供を保障されるという、そういった内容の表示がありますけれども、そこに防災という言葉を追加してはとの御意見。それから3点目につきましては、聴覚障害者連絡協議会というこの団体の存在が重要であり、

その存在を周知するためにもこの条例の中に入れてはどうかなというような御意見でございました。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） パブリックコメントの中では、幸田町聴覚障害者連絡協議会、それから歴史的な背景、いろいろそういうことを盛り込むということで意見があったということでございますけれども、こうした手話言語条例ができた背景というのは、これは幸田町聴覚障害者連絡協議会の皆さん方が一貫して運動をしてこられた成果もあるかというふうに思うわけでありまして、幸田町におきましてはこうした運動の成果ということで、この方たちの中からもいろいろな声が出てきたということで、非常にこの制定につきましては有意義なものであるというふうに思うわけでありまして。

手話は言語であるということは、この条例制定のかなり前にも北海道のほうで条例制定が行われているわけでありまして、今回共生社会の実現を図る、このためには一人でも多くの方が手話を理解をする必要があるという、そういうことが先日行われました講演会の中でも言われておりました。それで、一人でも多くの方にやはり手話を学んでほしいというその取組、学びの確保、このことについて学校などで実施することについてはいかがかということについて伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 手話の学びの取組についてでございます。健康福祉部の福祉課といたしまして、手話の奉仕員養成講座というのを毎年開催しているところでございます。コロナ禍ではありますが、その開催方法等を工夫し、継続して行われております。

それから、先ほどの学校の取組でございますが、現在のところ、なかなか現状学校としましては各教科の時間的制約もございまして、職員の空き時間も少ないとの理由から、なかなか手話に取り組むという判断、これがすぐにできないものかと思いますが、その忙しい合間を縫っても福祉実線教室というものが行われておりまして、その中で多くの小中学校で手話講座を実施されているというふうに承知しております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） これは講演会のときに配られました資料なんですけれども、この中に手話言語をいつでも、どこでも、当たり前に見る、知る、学ぶ環境をとということが載っておりました。そうした点におきまして、本当になかなか手話が難しいわけでございますけれども、この講師の方が申されたのは、自分が興味を持つこと。例えば趣味のことでもいい、そのことから手話を一つずつ覚えていくという、そういうようなことをおっしゃっておられました。ですので、この手話を学ぶというのは本当に根気強くやっていかなければ、なかなか理解ができないんだなということを感じたわけでございます。そうした点におきましては、町としてこの条例の目的に書いてありますように、手話をいつでも、どこでも、住民の方に広く広めていく、そういう取組をしていただきたいということでありますけれども、その具体的な取組というのはどのようなことを考えられているのか伺いたいということであります。

それから、事業者への周知でありますけれども、幸田町には様々な事業所があるわけ

でございます。役場の窓口におきましては手話通訳の方がいらっしゃるわけでございますけれども、そうした事業者への周知、あるいはコミュニケーションを図るその必要性での周知についてはどのようにしていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 条例案の作成に当たりましては、幅広く幸田町役場庁内の各部署から意見を収集しております。また、検討委員会の構成員としましても、健康課、こども課、学校教育課、防災安全課のほか社会福祉協議会にも加わっていただきまして、様々な意見交換の中で条例案を作成してきたものであります。

例えば今後の取組といたしましては、防災面におきまして、現在、例えば地域で市場区ですかね、手話通訳を派遣させていただき手話を意識した訓練が行われているというようなことも聞いておりますし、地域とともに命を守る行動としまして、モデルケースとして防災訓練に取り入れたり、それから保育園、実際過去には手話講座をした経緯があると聞いておりますけれども、子どもさんには純粋な気持ちで受け入れてもらいやすいということもございますので、触れ合いの場を多く設けていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、地域で手話が当たり前のように使われることによりまして、各所管での取組に反映させていきたいというふうに思っております。

それから、事業者への周知でございますが、この条例が議決されましたら広報媒体を駆使して一般にまずは周知をしていきたいというふうに思っております。それから、事業者に対しましても様々な会合がございます。接触する機会を捉えまして、周知に努めていきたいというふうに思っております。その際、何よりも事業所においてろう者が利用しやすいサービスと、こういったものを提供していただけるよう環境整備を含めすることが必要と考えておりますので、しっかりと周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、今後、条例施行後の具体的な取組について、今までは条例の検討委員会を行ってきたわけでございますが、それに代わる組織、手話言語の例えば推進の会議、こうしたものを計画しまして、いろいろな施策を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 事業者の役割というのがこの条例にも載っているわけです。第6条でございますが、その中でろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとするというふうになってきているわけでございますけれども、やはり事業者の中で手話通訳者がいるとは限らないわけでありまして、そうしたときにおきまして必要なときには手話通訳者を事業所にも派遣できると、そういうようなことも行えるのかどうなのか、行うのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 事業者への派遣であります。現在行っている派遣事業の中で派遣のほうは可能ということでありまして。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の手話言語条例の制定についてでございます。11月8日の福祉産業建設委員協議会の手話言語条例の検討状況についてのときに詳細が示されております。当初は、令和3年4月1日条例施行の予定が遅延となって、これについては新型コロナウイルス感染症拡大から令和2年度に手話言語条例検討委員会を開催できなかった等と示されておりました。日本大学福祉経済学部の青木教授を初め委員10人の検討委員会での内容と、またそのときにどのような意見が検討されたのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 検討委員会での主な内容・意見等でございます。前文につきまして、これが必要かどうかというこの必要性の有無についての検討がなされたものであります。それから、条例上の表記、使い分けとしまして、例えば聴覚障害者とろう者はどう違うのかだとか、意思疎通とコミュニケーションというのはどのような違いがあるのかというような、法制執務にも関わるそういった議論がございました。それから、度々委員会において意見をいただいたのは、災害弱者の立場に立った情報のバリアフリー化を求めたいとか、教育・保育施設における手話普及推進についてしっかりやれたらなというような御意見をいただいております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。検討委員会では、前文の必要性があるかどうかということと、あと条例上の表記、使い分け、これは聴覚障害者というのか、ろう者というのか、これは確かにいろいろなところを見ますと、ろう者というのが多いのかなというふうには思うところでございます。それから、あと意思の疎通ですね、コミュニケーションとどうかということだというふうに思いますが、その中でも災害弱者をきちんと取り入れていこうということもあったということでございます。大体の内容が分かったところであります。

それから、手帳を持つ人へのアンケート調査とパブリックコメントの内容をお聞きをいたしたところでございますが、先ほど丸山議員のほうからパブリックコメントの内容の答弁がございました。これには1件の男性の方から3点について意見が述べられたということで、それは今お聞きをいたしましたので、それでは手帳を持つ人のアンケート調査の内容をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 手帳を持つ方へのアンケート調査につきましては、令和元年度に実施をしております。聴覚障害者が生活する上で困っていることを把握するために行っております。対象者は161人でありまして、手話を知ったきっかけ、手話に関する差別、手話言語条例に期待することなど30に及ぶ設問を実施し、63人、39.1%の方からの御回答をいただいております。主な内容・意見では、手話に関する差別の設問に対しまして、約6割の方が差別を受けたことがあると回答されておまして、例えば「じろじろ見られる」「口を隠して話される」「無視をされる」などの回答が上

位でありました。手話言語条例に期待することの設問に対しては、一番多かったのは、「手話で会話できる場所が増える」、それから「手話を学ぶ場が増える」「近所の人と会話できる」こうした意見が上位となりまして、制定に伴い、手話を介した交流への期待が伺えたものでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 大体分かりました。アンケートは元年のときに行ったということで、手帳を持ってみえる161人に対して調査を行って、63人の方から回答を得たということでございました。これの中で手話に対する差別がやっぱりあったよという、自分も感じたというのは6割の人がそのように回答されたということで、これは本当に多いのかなというふうに思います。だから、本当に手話言語条例に対する期待というのがかなり高まってきたのかなというふうにも思うところでございます。

それでは、県内の手話言語条例を制定している自治体をお聞かせを願いたいというふうに思います。さきの記念講演の中で、町長の御挨拶の中でたしか県内で町ではもし条例が制定すると初だということと言われたというふうに記憶しているのですが、その辺について県内の条例を制定している自治体をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 愛知県内では、まずは愛知県が平成28年の10月に制定をしております。そのほか、平成30年12月に常滑市と知立市、この2市が制定をしております。この2市を皮切りとしまして稲沢市、蒲郡市、西尾市、大府市、知多市、豊田市の8自治体で制定をされております。先ほどの県を入れると9自治体ということになります。西三河におきましては3市が制定しております。本町が制定すれば、愛知県内の町村では初めて制定した町となります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。愛知県が平成28年の10月ということで、そのほかは30年の10月に制定されたということで、知立市というのが本当に私のところにも、たまたま私はちょっと行けなかったんですけど、やはり知立市のいろいろな講演会ですかね、そういうこともやられたということで、とてもよく記憶しているところでございます。県内では稲沢市、蒲郡市、西尾市、大府市、知多市、豊田市の8自治体ということでございます。本当に県内で町村の中では幸田町がいち早く手話言語条例を制定するという、そういうことについてのろう者の方たちの当事者の方は本当に喜んでいる声が聞こえるところでございます。

それから、この条例の第14条のところに、町は手話の理解等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするという、こういう一文の条例があるわけですが、今までこういう条例というのはあまり財政措置のことを明確に書いてある条例というのはあまり見たことがないかなというふうに思うわけですが、この辺について具体的なお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの県内自治体の中で知立市ですけれども、幸田町と

して、先進自治体として知立市は特に参考とさせていただいた自治体であることをお伝えをさせていただきます。

それから、第14条の財政措置でございますが、手話に対する理解と普及促進を図り、手話を使用しやすい環境整備、これを行うため一定の財政上の措置が必要と考え、規定をさせていただいたものであります。先ほど議員がおっしゃられたように、本町の条例におきましては、財政措置について規定している条例はないと思われれます。しかしながら、県内では本条例に係る財政措置について規定している自治体はございまして、例えば愛知県、常滑市、稲沢市、豊田市、これらの条例の中で確認ができているところでございまして。また、先進地視察をした三重県の自治体におきましても財政措置を規定しております。それから、一般財団法人全日本ろうあ連盟による条例のモデル案というのがございまして、このモデル案の中には、財政措置を講ずるものとするということで努力規定ではなくて、講ずるものとするといったような規定になっているということでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。今後このような、本町としては財政措置の規定はないようでございますが、ほかのところでは絶対ないことはない、このようにうたってあるということで今確認をさせていただきました。しかし、これが具体的に予算にどのように関わってくるのかということも今後しっかりと詰めていきたいなというふうに思っております。ということは、やはり聴覚障害者連絡協議会、これが主になって今回の手話は言語であるということを確認してくださいということであったというふうに思いますが、障害者の方たちはそれぞれほかの団体等もございまして、やはりその辺のことについても今後どのようにしていくか、どのような支援ができるのかということも当初予算等を見ていきたいなというふうに思うところでございます。

それから、条例制定後の町民の周知はどのようにするのかということをお聞かせを願おうかなというふうに思いましたが、先ほど丸山議員のほうから事業所ということで大体のお伺いをいたしました。その中でも町民へは町の媒体を使うということでございまして、そのほかにも何か具体的に町民への周知、今後条例が制定した後の周知はどのように考えておられるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの丸山議員の御質問の中で答弁させていただいたことと同じでございます。しっかりと条例周知に努めていきたいというふうに思っております。その中で、幸田町にございまして聴覚障害者の連絡協議会、また補助団体としてなっております聴覚障害者福祉協会、こうした方たちとの意見交換を通じ、地域と歩み寄る機会の創出等をしっかりと図っていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 周知のほうは聴覚障害者連絡協議会とか、また補助団体である社会福祉協議会とも連絡を取って周知をしていきたいということでございました。

11月のときに、私は、全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」というのを見させていただきました。これは、ろう者が様々な壁にぶつかりながら地域社会の理解

の下、地域と共生をして、自分の進むべく夢をつかまえていくという感動的な映画でございました。西尾市で行われたものでありまして、これを鑑賞させていただきました。そのときはちょうど私の時間帯では50名ぐらいがいらっしゃったかというふうに思いますが、最後は涙涙の映画ではなかったかなというふうに思いました。

そして、また先日の記念講演会では、ろう者で女優の忍足亜希子さんと御主人の俳優の三浦剛さんのお話の中で、「ろう者でもそうでなくても、手話を楽しく使いましょう」との言葉が私は一番印象に残りました。手話は言語であることを明確にし、ろう者とろう者でない人たちが手話によって心を通わせ、お互いを尊重しながら共生できる社会が実現することを願い、私の質問を終わりたいというふうに思います。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第59号議案の質疑を行います。

15番、藤江徹君の質疑を許します。

15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） 最初のほうの55款、15項、10目学校管理費について質問をさせていただきます。

補正予算関係の資料は18・19ページ、議案説明会資料は12ページとなっております。

一番まず最初に、この積算内容で帯域確保とWi-Fiルーターの整備のおのおの通信運搬費、これは通信料3月分と書いてある、3か月分だか3月分だかちょっと分からないんですけども、これの通信運搬費、これが帯域確保のほうで19万2,000円、Wi-Fiルーターの整備のほうで16万5,000円となっております。この合計は35万7,000円ということで、これが今後ランニングの中で発生する維持費というふうに考えてよいのでしょうか。今後の年間維持費はどれぐらいになるかどうかというのを教えてください。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 年間の維持費についての御質問でございます。

現在、子どもたちのタブレット端末利用における情報モラルに関するトラブル、個人情報等の管理等ネットに関する危険は子どもたちの身近に存在しているところでございます。教育委員会といたしましては、今後、家庭への持ち帰りを視野に入れてネットに安心して接続できるように、子どもや保護者が安心してタブレット端末を活用して学習を進められるように整備をすることが必要不可欠であると考えております。そこで、現在、

i フィルターを導入し、危険サイトへのアクセスを制限したり、深夜遅くまで使用することがないように時間を制限したりして有意義な学習をする必要があると考えております。

議員の質問の小学校での年間維持費についてということで今回の補正をお願いしているわけですが、その補正以外に i フィルターというセキュリティ強化の部分もございまして、そのセキュリティ強化のライセンス料といたしまして 388 万円ほど年間かかると試算しております。それから、今回お願いいたします帯域確保に係る通信料といたしまして 230 万 4,000 円ということを試算しております。合計で年間 620 万ほど家庭学習を導入した場合の維持経費としてかかってくるものと考えております。

○議長（足立初雄君） 15 番、藤江君。

○15 番（藤江 徹君） 分かりました。結構高額になるかなということはあるけど、これは子どもの教育のために必要不可欠だと思いますので、ぜひこれに対して有効に使っていただきたいということです。

実は、先々月、10 月ですけれども、タブレットを使用した学習情報指導員訪問事業、これを参観させていただく機会をいただきましたので、実際にどんなふうに行っているかどうかを見させていただきました。まだとぼ口だなという感じはしましたが、これからいろいろ発展のし具合、しがいのある中身だなというふうには思います。その中で 1 つちょっと感じたことは、非常に細かいことにはなるんですけれども、タブレットを実際に使用して、子どもたちが机の上でタブレットを開いた段階で見ると、子ども用の机というのは非常にかわいくて小さいものですから、タブレットでほぼいっぱいになっちゃうんですね。そのときに子どもたちが何かタブレットを使った教育の中で自分がメモをしたいとか、何かノートを取りたいなといったときに取れるスペースが実はないと。これはもうちょっと何かひと工夫が必要じゃないかなというふうに思いました。そんなことで、その対策について何か検討されているかどうか。もしくは、もし今検討されてなければ、今後の検討課題と組上にのっけるアイテムなのかどうか。その辺についてお聞きします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員に御質問いただきましたとおり、現状の学習環境における机の問題というのは非常に悩ましい問題でございまして、御質問いただきましたとおり、今までの授業環境の中で教科書、ノート、筆箱、それから資料があれば資料を広げるとか、そういった状況で机というのはほぼ埋まってしまう。そこに今回タブレット端末が入ってきたわけございまして、タブレット端末を操作しながらメモを取ったりというところで、非常に机の上が煩雑になるというのは私どもも学校を視察する中で十分理解しているところでございます。ただ、今現状の 40 人学級における教室の中と申しますと、やっとな先生方が指導のために通路を歩く、それが精いっぱいの状況で、机を広くするというところが今現状は物理的に非常に困難な状況だと理解しております。私どもも放置しておくわけにはいかないものですから、何かいいものはないかと、天板を取り替えるだとか机を替えるだとか、それから簡易な天板にちょっとアタッチメントのような形で 10 センチほど広くするようなアタッチメントを取り付けるとか、様々なもの

があるのは承知しております。ただ、今現状それをつけてしまいますと、やはり学習環境で非常に狭くなったりなんかして、かえって広くしたがゆえに引っかかってしまうとか、そういった弊害も予想されますので、これはちょっと慎重に検討しなければいけないということで、各方面の事例等を今収集する中で何が一番いいのかということを検討している次第でございます。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） 私が思うに、机を大きくすることはまず無理だと思いますね。教室の広さからして、あの机を大きくすると、ざっくばらんに言うと人が身動きできないような状況になってしまうと。それは無理だなということで、一つの方法としては、タブレットを使うときには一切ノートとかそういうのは使うなという方針もあるんじゃないかと思います。そういうのを含めて先進的にやっている学校等がどのようにやっているかどうかを見ていただきながら、ぜひ今後対応でき得る改善方法ですか、これについてぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次の質問にいきますけれども、そのときにお聞きした内容が、学習情報指導員、この方は今6小学校で1名が配備されて、6小学校を巡回していろいろ指導してるよというふうにお聞きしました。その方からも、それから私が見学に参加させていただいた学校の教員の方からも同じような私は要望を受けたんですけれども、その内容が、ICT教育の体制の拡充のためにということで、いろいろ情報指導員の方が何かあったときにその都度そこへ出向くということに対してはかなり時間的にロスがあるし、それで時間もかかってしまうということから、操作方法やトラブルが発生したときに迅速に対応でき得るそういった要員を各学校に1名、最低1名、1名以上という言い方をしてみましたけど一応1名は配備していただけたらなという要望を一応聞きました。それらのその後の考え方について、今後の方針とか具体的な計画等々がありましたらお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 前段の御質問で、机を大きくすることはほぼ不可能であろうという議員の認識と私の認識と同じということを理解させていただきました。いろいろ先進事例もございますので、そうしたところをよく調べさせていただく中で、何が一番いいのか、また35人学級が今後進みますので、そういったことも踏まえてよく教育委員会で検討させていただきたいと考えております。

続きまして、ICT教育の関連の支援員の件でございます。今、議員は6校で1名とおっしゃいましたが、今現状は小学校6校と中学校3校の9校で1名のICT支援員を本町としては契約して雇用しているわけでございます。

国の指標でいきますと、4校で1人配置という部分がございます、実は本年度につきましては、ちょっと私どもといたしましても初めてのことでございまして、ICT支援員は何をやるのかということもさっぱり分からない状況の中で、まずは1名を雇って運用してみましよう。学校側としてもICT支援員に何を聞いたらいいいのか最初はさっぱり分からなかった。正直申し上げて、1学期についてはあまりICT支援員の恩恵は感じられなかった学校もあったのではないかなと考えております。ただ、先生方がだんだんだんだんタブレットに熟知してまいりますと、今現状はと申しますと引っ張りだこ

でございます。そうしたことから私どもといたしましても、来年度予算においてICT支援員の増員を今要求をさせていただいているところでございますので、そういった面ではしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君。

○15番（藤江 徹君） そういうことで、いろいろ取り組んでいただいているということですが、すけれども、ちなみに2019年、一昨年ですけれども、OECD経済協力開発機構、これの調査結果で、ICT活用についてということで、実は中学校に限定はされているんですけれども、その調査結果で48の国、地域、この中で実は台湾に次いで日本はワースト2位になってると。非常に要するにこれは遅れてると言わざるを得ません。そんな関係もありまして、近隣の市町と歩調を合わせるというのではなくて、ぜひ幸田町は先進の自治体だと言われるようなICT教育体制になるよう、小学校・中学校オール込で積極的に体制づくりに取り組んでいただきたいということを一応要望させていただいて、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 48カ国中、日本がワースト2位ということで、非常に不名誉な記録だと思います。国もそういったことを踏まえて、コロナを機に一気にICT教育を加速してるところだと思います。はっきり申し上げて、本町のレベルというのは非常に遅れていると認識しております。議員がおっしゃるとおり、先進的事例になれるようにしっかりと私どもも予算確保に努めながら、学校側とよく話し合いをしながら、児童生徒にとって何が一番必要で、何が一番いい教育なのかという面からICT教育をサポートしてまいるように努めたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今、部長が申し上げたとおりであります。ただ、隣の岡崎市はとても進んでいて、全国でトップレベル。まだほかに言えば、佐賀県武雄市、熊本県熊本市、そういうところはとても進んでおります。ただ、私は、これは使いこなさなければいけないので、どんどん使っていくようにしますが、危惧してるところもたくさんあるので、トップを走るのがいいかどうかは、そのことも心配をしております。今、私が読める教育書は東大の佐藤学さんという方の論文を読んだわけですが、この方がOECDの3カ国の中で集計をしたPISAのテスト結果ですが、日本は入っているかどうかは分かりませんが、欧米が中心ですが、1時間の授業でタブレットを使っている時間が長いほどPISAのテスト結果は悪いです。使わないほうがテストの結果が高い。だから、使い方が問題なんです。だから、今既に先進国は使っているんだけど、使い方があまりよくないと僕は思っています。だから、使い方をしっかり研究しないとまずいかんと。それから、このことの悪口を言ったらいけないんだけど、どんどん使うことが大事だから、まずは持たせなきゃいけないんだけど、持たせてしまって不具合があったときに、これは家庭の責任でやってくださいという形になっているところもあるので、それもまず避けたいなど。子どもに被害がいつてはいけないので、だからちょっと慎重にいろいろなことを整備してからやっていきたいと思っています。ただ、昔ながらの授業がいいとは思っていないので、その辺はしっかり研究してタブレットが使いこなせるよ

うに、ただ子どもたちに危険がないように、力もつくようにやっていきたいと思っています。

○議長（足立初雄君） 15番、藤江君の質問は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今回、地方創生交付金が歳入55款で計上をされております。この交付金でありますけれども、まず性格をお伺いをしたいと思います。補助金等に係る予算の適正化に関する法律、いわゆる適正化法でございますけれども、この適正化法の適用を受けるものかどうか。それについてお答えください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の補正予算におきまして、地方創生につながる施設整備を対象とした地方創生拠点整備交付金、またその施設の利活用方策として施設整備と一体となって効果を高めることができる設備整備などを対象として地方創生推進交付金の2つの交付金の採択を受けております。

議員がおっしゃられます、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けた補助金であるかどうかということについての御質問かと思えます。今回ですけれども、この補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律についてですが、地方創生拠点整備交付金の事前相談におきまして、内閣府地方創生推進事務局へこの賃貸借により事業を実施することですとか、また貸借期間の考え方等を問合せをしており、具体的な年数はないけれども、10年以上は実施すべきであるという回答をいただきまして、事前の調整を十分した上で事業のこの交付金の申請をしております。そういった経過をたどって交付決定となったものでございますので、具体的にその法律の適用を受けてというお話は伺ってはおりませんが、こちらのほうで強いて当てはめるといことになると、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けるものではないかというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 適正化法の適用を当然受けるものだと思います。国費が投入されるわけありますので。そうしてくると、これは財産処分についてのこの規定があります。基本的には、財産処分の場合、適正化法施行令の14条で、耐用年数を勘案した期間が経過してない場合には補助金の返還が必要になってくるということになってくるわけでありまして、この木造家屋に今回符合させる幸田町の財産は、これは耐用年数は何年になるというふうに考えられるのでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 今回の補助金の交付に係る、先ほどの補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の政令第14条の第2号におきまして、こちらのほうの補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、財産の処分の制限の適用はしないというふうにございますので、こちらのほうに当てはまるというふうに内閣府の回答からはそのように思っているところでございますが、この耐用年数というのが具体的には何年ということ、内閣府のほうから

耐用年数が何年であるとかそういったことの間合せというか、そういった観点から補助金の交付を受けたということではないというふうに認識をしております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 木造の場合は20年ぐらいが耐用年数じゃないかなと、普通に考えて、補助金で作られる施設の場合だと思いますので。そこら辺で問題がないかお尋ねをしているわけでありまして。これは使用期間は、使用開始から10年以上というふうに先回の協議会の資料で初めてはっきり10年以上というふうになったわけでありまして、ここら辺はやっぱり大切なところですので、しっかりと間違いのないようにしていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

それで、私が次に心配をしておりますのは、この交付金はなかなかいろいろな条件があるわけでありまして、私はこの交付金制度要綱を読ませていただきました。いろいろございますので、順次聞いていきたいなというふうに思っております。

この中で、法第5条第15条の第3項で円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという具体的な判断基準として、関係機関との調整を行っている、地域住民の合意を得ているなど、整備対象施設の整備等や利活用方策の実施が円滑かつ確実に実施されると見込まれることと、こういうふうになっております。これについてはどのように交付金の申請では記載がされたのか、そこら辺のお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 交付金の申請に関しましてですけれども、まず地方創生拠点整備交付金の制度要綱にのっとってでございます。第4条の第1項にあります地域再生計画を作成いたしまして、その計画の名称が古民家再生（空き家）事業ということで、こちらのほうの計画の概要といたしましては、幸田町の荻地区におきまして、農村集落地内の空き家の古民家を地区の拠点施設として再生し、農村集落地で古くから生活している既存住民と土地区画整理事業により転入される新住民、新たな住民が分け隔てなく気軽に交流することができる一体感のあるまちづくりの醸成を図ること。そして、さらに都市の利便性と豊かな自然環境が共存する立地環境を生かし、新たな交流人口・関係人口の創出や多様な働き方のニーズに対応した整備をすることで、まちづくり・人づくりの拠点施設として活用を図り、新たな住民の確保、また農村集落地の人口減少に歯止めをかけることということで、こういったことが計画の概要としてなっております。この施設を運営していくことに当たりまして、ワークショップ等で住民の合意も得てということも、ワークショップ・イベント等を実施してということもございますので、そういった意味からこの交付金に沿った内容であるということで申請をしたところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 地域再生計画では、今言われた既存住民と新住民の交流等々が言われていたわけでありましてけれども、その内容というのは先般の総務協議会に出された資料、これでは一言も触れられてないですよ。そういうふうには僕は読めるんですよ、活用方法、ものづくり研究センターによるサテライト講座、発明クラブの活動、女性の会、生活学校等各種団体の活動、各種講座、研修、各種イベント、テレワーク・コワー

キング。議会にはこういうことでやるよと言って、じゃあ、補助金をもらうときにはもっと違うよと。確かに新住民と既存住民との交流等については最初は言われてました。3月かな、3月のときにはそういう資料がありましたけど、これがなくなっているのが補助金の申請書の1丁目1番地だとすると、本当にこんな補助金をもらっちゃって大丈夫なのかなという気がするわけでありまして。さらに、今、再生計画の内容をお伺いをいたしましたのでもうちょっと聞いていきますけれども、地域再生計画に基づく事業に関する留意事項ということで、整備対象施設の利活用方策について計画期間終了後の事後評価が可能な目標を設定することというふうになっているわけでありまして。そのほかにも地方公共団体が自ら行う評価が可能な数値等の具体的目標が定められていることなど、いろいろ成果指標を数値化するこの仕組みが取り入れられていると思うんですね。そこから辺はどのような数値が目標数値等として記載されているのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） さきの11月の協議会におきまして、荻地区空き家利活用事業についてということで資料のほうの提供をさせていただいております。その中の4番目といたしまして活用方法、ものづくり研究センターによるサテライト講座等を初め、テレワーク・コワーキングといったようなことを具体的に挙げさせていただきました。新旧住民の交流ということにつきましては、各種イベントとかそういったところに含まれてくる、また幸田の歴史や古民家を学ぶだとか、そういったところに含まれてくるかと思っておりますけれども、先ほどは大まかな概要と申しますか、目指すところを申し上げて、協議会のほうでは具体的にどういったことができるのかという項目を記載をさせていただいたというふうに考えております。

今回の地方創生拠点整備交付金を頂くのに当たりまして、こちらのほうですが評価をしていく必要がございます。こちらは幸田町の第2期幸田町総合戦略に沿った内容でございますので、先日も協議会の中で総合戦略の、年に2回、今年度から第2期がスタートしておりますけれども、第2期幸田町まち・ひと・しごと総合戦略についてということで一部抜粋をして、KPIの目標値又は実績値について報告をさせていただいております。総合戦略に沿ったこの内容でございますので、目標の状況についてですが、検証といたしまして幸田町総合戦略の推進委員会、こちらのほうは産学官金労の皆様で構成する委員会となっておりますが、また協議会におきましても議員の皆様方に公表させていただき、目標の達成状況とか結果について評価をして、またこの検証結果につきましては、検証した後に町のホームページにて公表をしていくというふうにしております。

この具体的な5か年の目標ですけれども、KPIといたしまして、今回交付金を申請をするのに当たりまして数値目標とさせていただきますのは3点ございます。ワークショップやイベント等の参加者の人数です。こちらのほうを毎年度一定の人数を増やしていくような目標を掲げております。こちらはワークショップを古民家を活用いたしまして新旧の住民の方々に意見の交換をしていただく。また、マルシェですとか、いろいろな古民家でのイベントを、いろいろやってみたいと思うことをぜひイベントとして実施をしていただければというふうに思っております。

それから、すみません、2点目ですが、その施設での新旧住民等の交流活動に参画もしくは協力した企業ということで、こちらのほうは、今回出させていただきましたのが、ものづくりに関わる企業が多く存在する幸田町でございます、ですので町内の企業の方々ですけれども、他市町の企業の方とのつながりも連携がテレワークですとか、そういったところから期待できるのではないかとということもございまして、企業を介した地域間連携ということも拠点施設の中でできればということもございまして、そこに協力をしていただいた企業の数。

3つ目といたしまして、テレワークの利用等に係る関係人口等の年間増加数ということで、K P Iをこの3点ということで、これにつきましては毎年評価をいたしまして、12月には先ほどの地方創生推進委員会の下それぞれの課の担当者出席をするPT会議もございまして、その中でも評価をして、また年に2回推進委員会がございまして、そちらでも発表していくというような形になっていく予定です。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） じゃあ、古民家再生計画は申請書も兼ねていると思うのですが、具体的な目標数値は一切書かれていないと、こういうことですか。数値が書かれていれば、その数値を教えてください。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） それでは、K P Iですが数値目標を順番に申し上げるので、よろしいでしょうか。

ワークショップやイベント等の参加人数ですけれども、まず5か年になりますけれども、2021年度からの増加分ということで1年目ですが100人、2年目が50人です。3年目、4年目、5年目も50人です。

次ですが、拠点施設での新旧住民の交流活動に参画もしくは協力した企業数ということで、1年目ですが増加分が3、2年目が3、3年目、4年目、5年目も3です。

3点目となります、テレワーク利用等に係る関係人口等の年間増加人数ですけれども、こちらのほうはまず1年目ですけれども、こちらのほうは増加はゼロとしております。2年目に10、3年目に10、4年目に15、5年目に15というふうに計画をつくっております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私は数字を聞いたわけですので、最初からこういうふうに答えていただきたかったなと思います。いやいや言わせたような感じになっちゃうとあれですので。こういう数値目標があるということであると、これはそれぞれの年度で評価をされていくということは、これは当然だと思うんですね。やっぱり数値で目標が示されて、それに対して到達度がどれぐらいかというのは非常に分かりやすいし、僕は本来こうあるべきだというふうに思っております。

さらに、地域住民との合意が得られているというのが、これが大前提だというふうに思っているわけでありましてけれども、本件に関しては地域の地元の荻区の方、これは特別に荻区としてはなくてもいいよというようなニュアンスで、だから管理もしないよというふうに私は受け止めているわけでありましてけれども。これは合意がしっかりとでき

ているという理解をされているのかどうか、それについて見解を述べていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 地域の住民の方々の合意ということでございますけれども、こちらのほうは当初説明のほうが不十分であったということで、皆さんに御心配をおかけしている案件かと思っておりますけれども、ワークショップ等を重ねまして幅広い活用の御提案等をいただいております。少しずつではありますけれども、地域住民の方の御理解、また活用したいというそういったお声もいただいておりますので、引き続きこの施設が皆さんにより地方創生につながるように努めてまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そのように努めてもらったら、そのように努めていただかないかんわけでありまして、かなり難しい感じがするわけですね。それと、地元もそれほど欲しがっているわけでもない、そういう施設をつくっていく。それで補助金をもらって、さらにタガをはめていくというか、なかなか融通がきかんと、こういうふうになっていくわけでありまして、私が一つここで一番心配するのは、補助金をとにかくもらえるなら何とか理由をつけてもらっちゃえという、そういう考え方というのは結構危険だと思うんですね。先ほどの答弁でもあれですけれども、参加人数は少しずつ増やしていく、それから新規住民の参加、ものづくり企業の参加を増やしていくよというようなことがあったわけでありまして、それにしてもこの縛りで動いていくというのはなかなか担当する職員は大変だと思うわけでありまして。最初に適正化法の関係でお話をさせていただきましたけれども、適正化法は不正な手段で補助金を受けたものは、その職員も刑事罰に問われる、そういう内容のお金をもらうわけでありまして、ここら辺はしっかり気をつけて、あまり無理なことはやられないほうが私はいいかないというふうに思っておりますので、よろしく願いをします。また、これらについては、いろいろ数値目標に対する評価をされていくということのようでもありますので、また折々経過を見させていただきたいと思います。

次に、給与費についてお伺いをいたします。

前年の同期と比べて4.6%の増で、この主な理由をまず教えてください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 12月補正予算給与費明細における一般職人件費の合計につきましては、今回追加補正をお願いをしております令和3年度が37億1,392万9,000円、令和2年度の同時期が35億4,896万2,000円であり、議員が御指摘のとおり、1億6,496万7,000円、4.6%の増となっております。その内訳といたしましては、報酬で4.2%増、給料で2.1%増、職員手当で5.4%増となっております。この増加の理由につきましては、職員数について令和2年度が375人だったところ令和3年度が390人と15人増加しており、当初予算の段階で既に人件費は、令和2年度が35億3,437万3,000円から令和3年度が36億7,604万5,000円に、5億3,437万3,000円、当初の段階で4.0%の増となっております。

また、今回の補正予算で増額が顕著でありますのが報酬であります。その主な理由といたしましては、放課後児童対策事業における会計年度任用職員の報酬1,600万円となります。放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症の対策として、感染防止のため消毒や密を避けるための対策上必要な人件費としてお願いをさせていただいているところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。次に、職員定数の関係でお伺いをいたします。

町長部局だけで構わんわけでありませうけれども、先ほど商工会への派遣職員は定数外だよというふうにおっしゃられました、今のところはね。昨年4月から町長部局275人に定員を20人増やして275人であろうかと思っております。今、この定員、最近退職職員が多いものであれですけど、一番多かったときは定数に対して何人いたのか。さらに定数外職員、国・県ですとかほかへ派遣、出向をさせている職員、それが何人いるのか。そこら辺についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 職員の定数の関係でございます。町長部局の職員のみでというお尋ねでございます。町長部局の職員につきましては議員がおっしゃったとおり、定数につきましては275人、それに対しまして12月1日現在で267人でございます。ピークのときはというお尋ねでございます。これにつきましては、本年度4月1日の段階で270人という状況でございます。それから、定数外の派遣先でございますけれども、愛知県の経済産業局、企業庁、愛知県市町村振興協会、愛知県後期高齢者医療広域連合、国の経済産業省ということで、5人ということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そういたしますとこの定数外というか、派遣職員ももし全部戻ってくると定数いっぱいですよ、275。そういう認識、受け止め方でよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） そういうふうにとりあえずいただくことになるかと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 職員、先ほども言われました、4月1日が一番多くて、12月1日現在ではもう3人減になつてるということで、中途退職者が増えております。このことについて、その理由をどういうふうにとり止めておられるのか、まずお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 自己都合による中途退職者職員が多い理由ということでございます。本年度11月末までに5人が中途退職をしているところでもございます。これにつきましては先般の一般質問の際にもお答えをさせていただいている数字でございます。退職の理由といたしましては、家庭の事情によるもの、新たな環境・職業を求めたもの、職場環境に起因すると思われるもの、体調不良によるもの、その他個人の資質によるものなど人それぞれ、様々というふうな認識を持っております。理由は様々ではありませうけれども、職員がやりがいを持ち、個々のパフォーマンスを十分発揮できる職場環境こ

そがさらなる組織力を高めるものと認識しており、職場環境を整えることの重要性を感じているところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 職員がやりがいのある職場でないと、一日大部分を過ごすところがありますので、そのような職場でなければならないのは当然であります。

最近、今年度はコロナなどで非常にハードな職場もあったかと思えます。そのようなときに幸田町からよそへ派遣をしている、そのことによって残った職員に負荷がかかる、そのようなことはないですかね。お答えいただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今現在、業務が多忙の中、外へ出すことによって職員が大変になることはないかという御心配でございます。それにつきましては、残っている職員に負荷がかからないような配慮はしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 最後ですけど、今月、部をまたいだ兼務職員の事例が発令をされたということでもあります。これは職員の欠員というか、仕事がハードなもの理由として考えられると思えます。そういうときには、やはり県だとかそういうところへ派遣している職員を引き返すというか、帰ってきてもらう。町村でこれだけいろいろなところに派遣をしている町村は恐らく、恐らくないと思えます。やはり、地元のために働きたいというのが職員の率直な気持ちだと思いますので、それに応えてあげる。そして、忙しいときにはそういうような体制を取っていくと。それが大切だと思いますので、そのように提案をさせていただいて、私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 人員体制の件につきまして、議員に御心配をいただいていること、御提案いただいていること、十分理解するところでございます。本年度におきます年度途中の兼務の異動事例等々につきましては、まず現段階においてどういう手が打てるかという中での兼務等の異動ということで、今、町として与えられている課題について最善の体制をもってという意図でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほどまでの私の答弁の中で1点訂正をさせていただきます。

当初予算の人件費でございますが、令和3年度と2年度の間増額ですけれども、令和2年度に対しまして令和3年度の予算増額分が5億3,437万3,000円と申し上げましたが、失礼いたしました、1億4,167万2,000円の誤りでございました。大変失礼いたしました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 児童手当制度改正実施円滑化事業でございますが、これは児童手当が令和4年10月から所得上限額が設けられたわけでございます。その関係で、今現在の対象者数とそれから改正後の対象者はどうなるかお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員仰せのとおり、児童手当の所得限度額以上の方に、対象児童1人当たり5,000円ですけれども一律支給をしております特例給付につきましても、令和4年10月支給分から所得上限額が設けられることとなりました。所得上限額以上となる児童の対象者数ということでありますけれども、現在令和3年10月支給分から試算いたしました。まず、令和3年10月支給分の特例給付の対象となる方でありすけれども、対象児童数でいきますと536人、それから受給者は337人という数字となっております。これを所得上限額以上になる方を試算してみますと、まず対象児童数が150人ほど、それから受給者といたしましては95人ほどというふうに見込んでおります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この対象者が大幅に減るということでありすけれども、こうした点におきまして、これからシステム改修を進めるわけでございますが、今まで特例給付でもらっていたのがもらえなくなってしまうと、こういうふうに制度の後退につながってくるわけでございますが、かなりの人数、約400人ほど減ってしまうということになりますよね。そうしますと、やはり相当数が影響を受けると思うわけでございます。これは、なぜ国がこのように子育て支援の対象を減らしてきたか、これについて把握しておられたらその内容についてお答えいただきたいと思います。

次に、25款でございます。ワクチン接種について伺いたいと思います。

ワクチン接種につきましては、接種の予約、これがスムーズにできる体制ということで進めていただきたいことでありすけれども、この点について対策等を取られる関係を教えていただきたいと思います。また、3回目接種におきましては、クロスワクチン、要するにファイザーを受けていた方がモデルナになる、モデルナを受けた方がファイザーになる、こういうクロスワクチン接種についてはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほどちょっと私の言い方がまずくて申し訳ございません。特例給付の対象児童数それから受給者数を申し上げましたけれども、対象児童数が536人で、150人がその所得上限額以上ということで受給されなくなるということでありすので、536人から150人を引きますと386人の方は従前どおり特例給付の5,000円が頂けるということになります。受給者につきましては337人でありすので、これから95人が上限額以上ということでありすので、242人がこれまでどおり受給されるというふうに試算のほうはしております。

このように特例給付にも上限額が設けられたという背景ですね、その辺はちょっとすみません、勉強不足で分かっていなくて申し訳ないんですけど、これまででもどんなに高

所得でありまして一律に5,000円ということが一定の所得で切られてしまうということには変わりありませんので、そういった説明しかできません。申し訳ございません。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 3回目の接種の予約に関する御質問でございます。

1回目・2回目の接種、いわゆるこれを初回接種と呼んでおりますが、高齢者への接種券の一斉の送付を特に65歳以上の際に行ったことから、予約が取りづらいとの混乱を招いてしまいました。この反省を生かしまして、今後の3回目のこれは追加接種と呼ばれておりますが、この接種に反省を生かしていきたいというふうに思っております。

具体的には、2回目の接種後8か月、これは原則という言葉がついております、原則8か月を迎える対象者へ順次小分けをしながら接種券を送付することで、予約時の混乱を減少させたいと考えております。また、高齢者が予約の取りやすい方法として、非常に前は対面予約が好評でございましたので、対面予約については必ず実施をしていきたいというふうに思っております。それから、さらに2回目までと原則同じ接種会場とさせていただくことで混乱を防いでいきたいという考えも持っております。

それから、クロスワクチンの関係でございますが、言葉としましては国のほうでも交互接種という言葉を使っておりますので、そう呼ばせていただきますが、初回接種とは異なるワクチンを選択することが可能となるということを知っておりまして、公共施設における接種体制においても、2社のワクチン接種に対応できる体制を構築する必要があると考えているところでございます。具体的には、追加接種の3回目に使用するワクチンは、初回接種に使ったワクチンの種類にかかわらずMRNAワクチン、これがファイザーとモデルナでございますが用いることが適当とされております。当面は、これまで薬事承認されたファイザー社のワクチンを追加接種で使用していくこととなります。諸外国におきましても、1・2回目接種と追加接種で異なるワクチンの使用の交互接種を認めている国は複数あるということでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 今回の児童手当が所得上限額の創設によって対象者が150人、それから95人の受給者が対象となるということで手当から外れてしまうということでありますので、かなりの方たちが影響を受けるということが明らかになったわけであり

ます。次のワクチン接種でありますけれども、本当に接種予約がなかなかスムーズにいかないということでかなりの苦情が出てきておりました。そうした関係上、3回目の予約に関しましてはそうした苦情のないよう、そして、またスムーズにできる体制づくりということと、また対面予約もしていくよということでもありますので、ぜひこの予約体制がスムーズにできるようにしていただきたいというふうに思います。

それから交互接種、クロス接種でございますけれども、交互接種については、人それぞれ副反応が違うようでもありますので、そうした点におきまして、こうしたワクチン接種につきましては、特にモデルナの関係ですかね、モデルナについて言えばかなりいろいろな方たちが少し恐怖感じゃないんですけれども、そういうものを持っているという

のが見受けられます。やはり、丁寧な説明それからきちんとした治験に基づいた対応というのをやっていただきたいというふうに思いますけれども、そうした点において不安をあおるようなことのないように、ぜひそうしたPRもしていただきたいなというふうに思いますが、この点についてはいかがかということでもあります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 予約につきましては、スムーズに取れるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、3回目の接種に係る副反応につきましては、追加接種の効果や安全性という面で、交互相種を伴う追加接種の抗体価、これは上昇は良好であると聞いておりました。副反応については初回接種で報告されたものと同程度というふうになっておりました。交互相種と同種接種、同じ接種で差がなかったとの報告を受けております。この辺の情報につきましては丁寧な説明に心がけ、皆様の不安をあおることのないよう心がけていきたいと思っております。

それから、先ほどモデルナという話が出ました。副反応がモデルナは少し強いということでございます。心配している点は、ファイザーが不足ぎみというような情報も出ておりますので、モデルナを打っていただくような体制を取っていかざるを得ないということもございます。この辺のところもしっかりと注視をして、情報収集に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） とにかくクロス接種につきましては本当に不安が多くなってきておりますので、そうした点におきましてきちんと接種をされる方に対して丁寧な説明をしていただきたいというふうに思います。

次に、55款についてお伺いしたいと思います。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策としまして、クラスで陽性者が出た場合、その職員と児童生徒に対してPCR検査をするというものでありますけれども、このPCR検査の手数料、これが説明資料によりますと1件当たり3万円となっております。この積算1件3万円、これが適正かどうかということでもありますけれども、ほかの自治体で実施をしている、あるいはPCR検査を行っているところにつきまして言えばもう少し安くなっている自治体もあるようでございますが、この辺ではこの検討をしたのかどうか。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） PCR検査手数料のお尋ねでございます。今回の私どもが検討している案件につきまして、検査及び結果について迅速かつ正確にそれを期す必要があるという考えの下、医療機関に見積りを取ったところでございます。その結果が1件当たり3万円というところでございました。今回想定しているのは、保健所の判断による検査ということではなく、検査対象者が無症状者だと思われれます。そうした場合は保険適用がなされないということから、検査費用については全額自己負担になるということから、1件当たりの金額について、こういった金額が出るのかなと感じているところでございます。

これを検討するに当たって、周辺自治体とかの調査はさせていただきました。やっているのが蒲郡市さんのみでございまして、あと私どもが調査したんですけれども、ほかの周辺自治体についてはやってないとか検討しているとか、そういった御回答でございましたので、実際に蒲郡市さんの状況はといいますと、希望する教員を対象に2週間に1回PCR検査を行うと聞いております。検査費用については、蒲郡市さんがまとまった件数を定期的にやられるということもあり、7,000円弱であると確認しております。そういったことで定期的にこの検査をやるということになれば、検査費用も安く抑えられるということになろうかと思っておりますけれども、いつ発生するか分からない突発的な事案に即座に対応していただくということで見積りをお願いしたところの金額でございまして、実際の実施に当たっては、もうちょっとしっかりした精査をする中でちょっと詰めていきたいとは考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この中で陽性者が出た場合に、1クラス40人と教職員40人、こういう人数で1件3万円として積算をされているわけですが、しかしながら、濃厚接触者これは校内だけとは限らないわけですよ。家族もそうでありますし、また通学路でもそうでありますし、例えば廊下で擦れ違ってもそうであります。ですので、この対象者を限定して行うというのは、これはもう少し考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ですので、やはり、これは希望する児童生徒、そして家庭、こういうところも対象にしていくべきではないのかなというふうに思います。

全国的には新聞報道にもありましたけれども、1件当たり3,000円でやるというようなところもございました。それはPCR検査を確保しておく、検査キットをね。確保しておいて、そして希望する人にやっていく。そうすれば、この予算の範囲内で希望する人ができるわけです。ですので、やっぱりその辺をもう少し、住民が願っていることは、いつでも、どこでも、誰でも無償で検査が受けられるようにしてほしいというのが皆さん思っていることでありますので、そうした住民の気持ちを酌み取りながら、こうした学校関係で出た場合はそのように対応していく、それがやはり住民の不安を解消していく、また無症状者の感染を抑えていく一つの手だてになるというふうに思いますので、そうした考え方に立てないかということではありますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 対象範囲の件でございましてけれども、私ども、予算積算上、1つのクラスで発生したと仮定をして、1クラスの数プラスその中の教員が職員室でまた活動をする中で濃厚接触者になる可能性、そういったことを考えてそういう予算積算上の想定をしたということで御理解願いたいと思います。実際にこの事案が仮に発生したと想定しますと、もうちょっと柔軟な考え方で対象者の絞り込みというものをさせていただき用意はございます。当然学校内で発生したということになりますと、保健所の聞き取りの下に濃厚接触者の洗い出しを行います。そして、濃厚接触者には当たらないけれども、ちょっと心配だなというようなグレーゾーンのお子さんとか先生方が出てこようかと思っております。また、中学校においては部活動での接触というものも考えられると思っております。小中学校ともに登下校での接触というものも考えられると思っておりますので、

対象範囲についてはその都度都度のケース・バイ・ケースで柔軟に対応していくことは十分検討している最中でございます。ただ、あくまで学校での感染拡大という面を考えておりますので、現段階で教育委員会といたしましては、家庭の対象の拡大というのは今現状は考えていないところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 蒲郡市の事例を出されました。蒲郡市は、2週間に1回教職員を対象にPCR検査をやっているということで、それが1件当たり7,000円ということでありました。ですので、そのようにやれば合理的じゃないですか。やっぱり、無症状者が市中に多く出回っている中で、それが感染を拡大しているということからすれば、定期的に先生たちのワクチン接種を進めていけば、それが抑えることもできるわけでありまして、なおかつそれが子どもにうつらない。先生が倒れてしまって感染したら授業だって成り立たないわけですから、そういう関係からすれば、今、部長が言われたように、あくまでも学校内での感染を対象に考えているよということであるならば、私は蒲郡市の事例というのはより合理的ではないかなというふうに思いますし、また対象者も広げられる、希望する人たちが受けられる、人数ももっとたくさんの人数が受けることができる。このようになるわけですので、いま一度この積算に当たっては考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺を再度伺いたいと思います。

次に、GIGAスクール構想の中でお聞きしたいと思います。

今回は学校が休校になった場合、それから家庭での学習ということで、タブレットを持ち帰って家庭での学習環境を整備をするということ、その予算であります、WiFiルーターの貸出し、それから通信費、これは3月になっておりましたので1か月分ですね、3か月じゃなくて1か月分であります。この件でありますけれども、家庭学習は休校のみならず、これから家庭学習にも対応する、両方に対応するものなのか、あるいは休校の場合だけなのか、それをまず伺いたいということと、それから次年度以降はどうするのかということで、これが今回の補正で上げられた内容が次年度以降の体制づくりとなってくるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、前段のPCR検査のお話でございます。この新型コロナウイルスは、今まで1波から5波まで、私ども学校内での感染を防ぐために様々な努力をしてまいりました。やはり、新型コロナウイルスのようなウイルス感染に関しましては、私自身は密を避ける、手指消毒をしっかりと、マスクの励行、そういったことでほぼ防げるのではないかなと考えております。ただ、例外もございまして、一概には全てこれでオーケーということは申しません。そうした中で、議員が御提案のように、PCR検査を定期的に行えばというお考えもあろうかと思っておりますけれども、私自身はいたずらに検査検査で不安をあおるよりも、日々の感染予防対策に重点を置き、もしものことがあった場合について、その一時的な不安を払拭するために、ここはクリーンですよというような意味合いでPCR検査をやる中で学校の正常化を図っていきたいと考えている次第でございますので、御理解願いたいと思います。

続きまして、G I G Aスクールの関係でございます。今、今回補正で要求しております事項については、まさしく休校等が発生した場合に授業の遅れ等が発生しないように、家庭においても学習ができるようにするための準備段階のものと理解しております。そうしたために様々な今後対応が迫られるわけでございますが、現状は今年度におきましては、まずはその環境がちゃんと御家庭にあるかどうかの確認、それから学校から外へ出るときの帯域の確保に重点を置いておりますので、そこら辺で現状やれる環境、ハード的な環境が整うかどうかというところに着眼をしております。実際に持ち帰り学習でありますとか、授業を実際におうちでも受けられるようになるということになると、また1段ハードルが上がりますので、それは内部の体制でありますとか様々な問題が発生しておりますので、将来的にはそういった方向に進みたいとは考えておりますけれども、今現状では、まずは御家庭に持ち帰って通信環境を整える、簡単なことができる程度で始めていくという御理解でお願いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 新型コロナウイルスの感染でありますけれども、大体大人から児童生徒にうつっていくというのが一般的であります。大体は大人がウイルスを子どもにうつしていくというのが一番一つの最大のものじゃないかなというふうに思います。そういうことから考えると、やはり蒲郡市が行っている教職員の定期検査、これを進めていくと学校内での感染は防げるということになるのではなかろうかなというふうに思いますので、やっぱり、いま一度そうしたこの積算の根拠になっている1件当たり3万円という高額なものではなくて、これは唾液検査でキットがありますので、それを持っていて定期的に検査するという方向ですればさほどかからないわけでありまして、また全国のほかのところで実施してるのは1件当たり3,000円というような金額でも出てきております。ですので、そうした点においても少し見積りですね、この辺もきちんとやっていただきたいなというふうに思います。

それから、G I G Aスクールでございますけれども、今回は実際にタブレットを持ち帰ることではないというふうに言われたわけでありまして、しかしながらこの積算内容を見ますと、通信費も1か月分、それからルーターの貸出し代も出てるよということで積算根拠が出ているわけでございますので、そうした点から言えば、家庭での学習環境ができるかどうかというのは、これはいろいろな調査でできるわけでございますので、その辺のところは、今年度やらないのならば、なぜこうした金額が出てくるのかちょっと考えられないわけでございますが、その辺はどうかということと、それから通信費とWi-Fiルーターの貸出しですね。これは申請によるものなのかどうなのかということであります。例えば家庭の中でも、Wi-Fiが飛ばないところに子どもの部屋があったりする、届かないところに、そういうことだあってあり得るわけですね。そうすると、その家庭は例えば環境が整っていないというふうに見られるのかどうなのかということですが、ですので申請によるものなのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、PCR検査の件でございます。多くが大人から感染するということは、議員と私は同じ考え方かなと考えております。ただ、大人から感染す

ると申しまして、先ほども申しましたように、1波から5波までいろいろな事案はございましたけれども、感染拡大防止に注視する中で、学校運営というのは曲がりなりにも感染の拡大を招かずに行うことができた。感染はゼロではなかったですけども、拡大は防げたというふうに考えております。やはり、先ほど申しましたように、いたずらに不安をあおるような定期的な検査によるPCR検査というのは、私はあまり得策ではないと考えている次第でございます。事案が発生した都度の不安の払しょくのためにそういった検査を活用させていただきたいと考えております。

それから、検査費用についてでございます。議員がお尋ねのように、蒲郡市の事例も私どもが参考にさせていただく中で、蒲郡市がどこの検査機関でやるのかということも確認しております。そうした中で、その担当者とお話をさせていただく中で、今は予算計上は1回3万円となっておりますが、実際の運用に当たってはしっかりとした金額でなるべくお安くできるようなということで今調整を進めている最中でございますので、御理解願いたいと思います。

それから、GIGAスクール関係のタブレットの関係です。ちょっと私の説明が悪うございまして大変申し訳ございません。今年度ルーターの費用それから通信費1か月分取ってございます。まずは御家庭にタブレットを持ち帰っていただき、実際の御家庭での通信環境を調べていただきたいと、そういったテストを私どもは来年に入ったらやる予定で今準備を進めている最中でございます。そうした中で、やはり届かないというような御家庭に関しましては、御家庭に通信環境がない方、そういった方について当然申出によるものになるわけですが、そういった方にはWiFiルーターをお貸しして、通信費が当然かかりますので、通信費をまずは公費で負担する中で、再度御家庭でのテストを重ねていきたいと。そして、WiFi環境が整うかどうかについて、しっかりと家庭での学習環境が整うかどうかと、そういったことをしっかりと確認をしていくために1か月間の通信費をお願いしているというところでございますので、満足にその1か月フルで使うわけではございませんけれども、そういったテストを重ねる中で漏れのないように、しっかりとみんなが同じ教育を受けられる環境を整えるためにやらせていただこうと思いますので、御理解願います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 民生費でございます。放課後児童対策事業、会計年度任用職員の報酬1,600万円が上がっております。1,600万円の増加はかなり高額な補正であるというふうに思います。放課後児童クラブの時間増などという説明があったというふうに思いますが、それはどこの児童クラブか、また支援員さんの増加があったのか。同じ人、人数で、1人当たりの報酬が増額となったのか。その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 児童クラブの支援員の報酬が1,600万円増額をしたということで、先ほど総務部長の答弁の中でもその理由について触れたかと思っております。

れども、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、支援員の配置と申しますか、直営の児童クラブが全15の児童クラブのうち12ですね、民間委託ではなくて直営でやっております。その12の児童クラブのそれぞれにおきまして、通年で1人、それから長期休暇期間にさらに1人を増員して配置をしているという状況であります。全体では12クラブでありますので通年が12人、長期休暇期間がさらに12人の増員配置ということになったわけですが、これは支援員を新たに任用したということではなく、任用しております支援員をシフトにより配置することで対応しております。ということで、議員がおっしゃるとおり、1人の支援員の勤務時間ですとか、そういったものが増えているということで全体の報酬額が増額になったということになります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 新型コロナ感染症による多分密接しないよという感じなのかなというふうに思いますが、通常で各クラブで1人ずつ、長期で1人ずつということで、通常で12人、長期で12人の支援員さんをシフトによって変わっていくということで、支援員さんが増えたわけではないということですね。ということは、1人の支援員さんの1人当たりの報酬が上がるということによろしいでしょうか。1人当たりではどのぐらいの報酬になるのか、どのぐらいの増額になるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。簡単に割れば1,600万円割る24人でというふうでいいかどうか。ほかの支援員さんたちもそれ相当で上がっていくのかということもお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、民間の委託をしているところが3クラブあるというふうに思いますが、その民間の方の児童クラブのほうは年間の委託料が決まっていますので、それ以上のことはないのかなと思いますが、民間の児童クラブの運営者のほうからその辺についての何か返事というんですかね、質問があったのかどうかということもお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の新型コロナウイルスによる増員配置ということでありましたけれども、全体で12人というふうに言いましたけれども、12人の方に特定しているのではなくて、全体の今任用しております支援員の方々がシフトによって入っていただくということで、1人増というふうになるということで対応しておりますので、1,600万円を現在は支援員といたしましては全体では68人おります。そのうち支援員ということで資格のある方が52人ということでありますので、これで割りますと1人30万円という計算になります。あくまでもこれはそういう計算をするところなるということで、一人一人の方によってこの金額は変わってきますので一概にはちょっと言えませんが、平均を見ますと大体30万ほど増額になると、1人当たりということになります。

それから、民間委託のほうの対応であります。民間委託につきましては、幸田第3・第4、それから中央第3の3クラブが委託をして運営をしているわけでありまして、こちらにつきましては月給制の支援員が配置されていること。それから、事務局か

ら職員が応援に入る体制も組まれているということでもありますので、今回このコロナウイルスによる人件費への影響はないのではないかとということで、私どもも委託料のほうに影響するということなので心配でしたけれども、確認したところ、そういった回答でありました。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 1人当たりの増額が分かりました。これもシフトによってそれぞれの時間によって違うというふうに思いますので、一概には言えないかなというふうに思いますが、約30万円ぐらいはあるのではないかとということで理解をさせてもらいました。

それから、民間の児童クラブを委託している放課後児童クラブに関しては、向こうからの要望もないということで、今までの年間の委託料の中でコロナ対策もやっていってくださるとということで理解をさせていただきました。

次に、衛生費をお伺いをいたします。

保健衛生総務一般事業で、医療機関・福祉事業所従事者等応援チケット発行事業負担金100万円、今回はチケット発行事業の負担金ということで補正額が100万円でございます。令和4年度の債務負担行為300万円で、医療機関従事者等に1人2,000円のチケットを配付するということでございます。医療機関などからの申請に基づきチケット配付のようでございますが、その申請から配付までの流れをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 補正予算を御可決いただきましたら、商工会と連携をいたしまして具体的な事業内容を詰めていきたいというふうに考えているところです。

申請からの主な流れにつきましては、町は、申請書類を対象となる事業所へ送付しまして、その後、申請書類の受理、審査等を行ってまいります。また、これと並行いたしまして、商工会はチケット・チラシ等の印刷物の作成を行ってまいります。そして、3月中には対象者へチケットを配付していきたいというふうに考えております。なお、チケットの利用につきましては、先ほど債務負担ということで、これは300万円のほうを予定させていただいておりますが、新年度の令和4年4月1日から今のところは9月30日、半年程度を考えております。この期間の理由としましては、コロナ感染状況の波がございますので、現在のオミクロン株も懸念されるところであり、余裕を持った期間の設定が必要との考えからでございます。商工会への負担金の支払いにつきましては、令和3年度のチケット配付の準備に係る予算、今回の補正予算100万円は実績払いといたしまして、令和4年度につきましては、概算払いと事業費確定後の精算払いというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 大体の流れが分かりました。予算の可決後には商工会と連絡を取って、事業者へその申請書類を渡すということではなりました。その後、申請書類の受理・審査をしていくということではなりましたというふうに思いますが、受理は分かりませんが、審査をしていくというのはどういうものなのかということをお聞きしたいと思います。

いただきたいというふうに思います。

それから、さきの補正の医療機関等では1人5,000円のクオカードでございましたが、今回は2,000円となった理由をお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、申請書類を事業者が提出するというところでございますが、医療機関等は多分申請書は全て出てくるのかなというふうに思うのですが、申請書を出されない事業所もあるかというふうに考えておられるのかどうかというのを、再度お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの申請からの主な流れの中の申請書類の受理・審査ということでございますが、審査につきましては、これは町からの交付ですので、まず書類に不備がないかどうか、全体的なチェック、それから同じ方から2枚出てないかとか、そういった複数の枚数で出ていないかとか、そういった審査になってくるかと思っております。

それから、チケットの額面2,000円につきましては、実はこれは先般のクオカードの配付とは別事業として今回考えておまして、これは実は医療機関、医科医療機関も含めた形で今回は2,000円のチケットを贈りたいというふうに考えておりました。こちらにつきましては医師会・岡崎市と足並みがそろわないということで、今回は薬剤師会、歯科医師会ということで話をさせていただいたところ、幸田町単独でやっていただいて構わないということの中で進めてきたものでございます。チケットで購入できるものにつきましては、テイクアウト弁当を中心に今のところは考えておまして、1食分の食事と飲物代に相当する額として2,000円という形で計上をさせていただいたところでございます。

それから、3点目の申請につきましては、しっかりとこれは案内をしていく中で申請をしていただくわけですけれども、今のところは辞退されるとか、そういった医療機関等のお話は聞いてございません。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。今回は岡崎市の医師会とは関係なく町単独でということで、歯科医師だとか、あと薬剤師だとか、福祉事業所、タクシー事業所というのも入っていて1,300人ということで載っております。本当に申請をしっかりしていただいて、漏れのないようにチケットを頂いていけるといいなというふうに思っております。本当に今言った団体の中では、直接には接種等には関わりがなかったのかもしれませんが、少なかったのかもしれませんが、しかしコロナの関係で大変な事業運営をやられているのかなというふうにも思いますので、しっかりと申請、また受理、審査を行っていただけるといいかなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、予防接種事業でございます。風しん追加的対策事業といたしまして、印刷製本費等の補正56万7,000円でございます。風しんは成人がかかると症状が重くなり、妊娠初期の妊婦さんが感染してしまうと、赤ちゃんの目や耳や心臓に障害が起こることがあるため、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に風しん

の抗体検査を受けてもらい、免疫のない場合、これが陰性になった場合は予防注射を受けてもらうこととなります。全て無料で受けられますが、今年度で終わる事業でしたが、今回平成6年度まで延期となります。本町の対象者数は何人で、抗体検査を行った人は何人で何%であるか。また、そのうちワクチン接種をした人数とその接種率についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 令和元年度から今年度9月末まで、開始から2年半、この実績について答弁させていただきます。

風しん接種を行う方につきましては、過去に接種の機会が一度もない世代、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性でございます。風しん抗体検査を受け、抗体価の低かった方となります。風しん抗体検査対象者は5,339人、このうち検査受診者数につきましては1,251人、率にしまして23.4%となります。この1,251人のうち、検査で抗体価の低かった人、これが235人になりまして、18.8%になりますが、この方に対しまして予防接種が行われているということになります。

今回の補正予算によりまして、5,339人の抗体検査の対象者のうち、検査受診をしていない4,088人、この方へ今後再度クーポン券を送付するための費用として、今回補正予算のほうを計上させていただいたということでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。対象者は5,339人で、この中で抗体検査を受けた人数が1,251人、23.4%、この受けた人の中で免疫がない陰性者数ですね、これが235人、18.8%で、この方々が予防接種を受けられたということでございます。今回の補正で、4,088人の人たちに抗体検査のクーポン券を渡すということでもございました。

この年齢は働き盛りで、抗体検査に行く時間も時間帯がなかなか難しいのではないかなというふうに思います。本町の抗体検査と予防接種が受けられる診療所というのはどちらかということをお聞かせを願いたいと思います。定期の健康診査ですね、それでも受けられるようでございますし、事業所の健診でも受けられるようでございますが、いかがかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員がおっしゃるとおり、対象となる方につきましてはいずれも働き盛りの方であるため、なかなか休んで受診できないということがあると思っております。また、風しんの症状であります、主に微熱と発疹ということでもございまして、患者御自身につきましては軽い症状で済むということもございまして、あまり深く受け止められていないということも考えられるところでございます。

抗体検査・予防接種を受けられる医療機関につきましては、今年の10月22日現在、こちらは厚労省のホームページに載っておりますが、全国の協力医療機関4万か所以上で受けられるということになっております。町内では11医療機関で受診が可能です。ちなみに県内では2,899か所に及びます。実施医療機関は、先ほどの厚労省のホームページ等で随時更新をされているということもございます。

検査を受ける機会でありますけれども、これまでも住民健診、人間ドック、胃がん健診等の際に受診できることを通知をしておりますけれども、医療機関、職場健診、特定健診それぞれで受診が可能でありますので、今後も引き続き受診率の向上のため、検査未受診者の受診勧奨を行っていきたいというふうに思っております。特に各事業所におきます職域単位での取組が重要であるかなというふうに感じているところでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ホームページを見ますと厚労省からも出てまいりますし、愛知県の中でも抗体検査を受けられる事業所等も載っております。町内では11医療機関が抗体検査をやっただけということ、これも本当に町内で11か所あればいいのかなというふうに思います。しかし、時間帯が一番問題ではないのかなというふうに思いますので、また抗体検査の受診率が低いのは、やはり周知方法が少ないのではないかな、弱いのではないかなというふうに思います。また、検査場所が本当にどこかということをはっきりと知らせていくべきではないでしょうか。ホームページとかを見ますと、ばあっと何十か所、何千か所というほど出てきますので、なかなかその中から町内の一番近いところを調べるというのは難しいことなのかなというふうに思いますので、その辺の周知もやはりしっかりしていただきたいというふうに思います。それから、やはり土曜日とか日曜日とか、夜間等でも抗体検査ができればもうちょっと検査の受診率等も上がるのではないかなと思いますし、ワクチン接種の受診率も上がるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともその辺についても今後検討していただけるとありがたいかなというふうに思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員がおっしゃいますように、確かに厚労省のホームページについては全国的な情報が載っておりますので、分かりづらいという部分がございますので、愛知県のホームページの御案内を初め、幸田町独自のホームページ、こちらのほうにも分かりやすく表記をすることで受診率の向上に努めていければというふうに考えております。

それから、町内の11医療機関におきましては、どの医療機関も土曜日の午前中、これは通常の診療時間になっておりまして受診が可能となっております。夜間の診療につきましては、残念ながら風しんの検査にかかわらず受診は難しい状況となっております。抗体検査を実施する曜日や時間帯が決まっていたり、対象となる方に制限があったり、予約が必要であったりする場合が中にはございますので、受診前に電話等をしていただいで確認いただければ幸いですというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 土曜日の午前中はやってるよということですが、やはり働き方改革でそれぞれ土日に働かれる方もございますし、また土曜日でも一日仕事ということもありますので、ぜひともその辺について皆さんにきちんとした細かい周知をしていただけるとありがたいかなというふうに思います。今、言われたように、予防接種等は予約が必要な診療所もございますし、また夜間はどこもやってないということ

も分かりますので、その辺についても少しずつ理解をいただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、教育費でございます。今回、小学校管理一般事業で386万2,000円、また中学校管理一般事業で193万2,000円がGIGAスクール構想で、1人1台の端末の環境が整備をされます。今回は家庭学習で持ち帰りが実現するための家庭にWi-Fi環境整備のためのWi-Fiルーターを小学校では100台、中学校では50台購入し、通信費などの補正でございます。ここで基本的なことについてお伺いをするわけですが、この説明資料の中でも帯域として4メガだとか、8メガとか、13メガについて記してあるわけですが、この数字のメガについて詳細をお聞かせを願いたいというふうに思います。また、それぞれ帯域確保により通信料というのが違うのかどうか、その辺についてもお聞かせを願いたいと思います。

○12番（水野千代子君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 帯域関連の御質問でございます。今、教育委員会といたしましては、国のGIGAスクール構想に基づきまして、本年度まで学校内における通信環境の改善というものに取り組んでまいりました。国の求める高速通信に対応すべく校内のラン配線、これを強固なものに整備をしてきた次第でございます。ただ、コロナの影響で、ここへ来て家庭での学習というものがクローズアップされたところでございます。そうしたことに対応するように、今後はそういった方面にも目を向けながら整備が必要ということになってまいりました。

そこで、お尋ねの帯域の4メガ、8メガ、13メガとか、そういった部分のお話でございますが、基本的には学校内では高速通信が可能になるわけですが、御家庭での通信と接続するに当たって、学校の出入口のところが数十台程度ならばストレスなく通信が通過できると思いますが、一気に何百台というような通信をしますと、その部分がいわゆるボトルネック状といいますか、そのような形で渋滞を起こします。そういった部分を解消するためにその出入口を太くする必要があると御理解いただきたいと思います。そういった意味で、帯域を4メガ以上確保する、8メガ以上確保する、13メガ以上確保するという学校規模に応じた太さに契約を変えていくということになるかと思えます。4メガですと、坂崎、荻谷、南部中学校のように比較的児童生徒の少ない学校に。8メガでありますと、中央、深溝、豊坂、幸田中、北部中と、まあ一般的な小中学校。特に多い幸田小学校については8メガでも恐らく渋滞するであろうというところで13メガということでやっている状況でございます。

この通信料が各帯域ごとに違うのではないかという御質問でございますが、私どもは実施に当たっては当然入札形態で決めていくものですから、各社の予定しているところの状況を今調査しているところでございますけれども、確かに帯域によって通信料の違う会社、または全て同じ会社もございました。そういったことから、その中でどこの会社が落としても対応できるような価格という部分での金額を積算上採用させていただいている次第でございます。ちょっとやってみないと分からないんですけども、どこが落とすか分からないという部分に対応するためにこの金額でお願いしているわけですが、会社によって通信料が違ったり統一だったりというところがあるというこ

とで御理解願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） なかなか目に見えるものじゃないので難しいかなというふうに思いますが、今部長さんが言われた学校の出入口のことを思うと分かりやすいかなというふうに思います。そこでメガ数が違うということ、帯域が違うということを少し理解をさせていただきます。

それから、あと通信料は入札によって決まるので分からないということですが、その辺についてもしっかりと整備ができる、帯域がきちんと確保できる、そういう会社を入札していただければいいかなというふうに思うわけですので、よろしく願いいたします。

それで、次に、各家庭のW i F i環境が整っているかというのをどのように調べるかということですが、先ほど丸山議員のほうの答弁で言われました、これからテストを行うので、まだしっかりと分からないということですが、先ほど丸山議員が言われたように、やっぱり家の中でも違うと思うんですね。W i F iが置いてあるところはさっと入ってきますが、ちょっと2階の片隅のほうに行きますとW i F iが飛んでなくて動かないということもよく聞きますので、こちら辺についてもどのように調べていかれていくのか分かりませんが、今後、家庭の中で家庭学習をされるようなことがございましたら、しっかりと家庭内の中から申請をしていただきますように、この辺をお願いしたいというふうに思いますが、再度この辺についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○12番（水野千代子君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 各御家庭のW i F i環境の調査でございます。私どもは、年が明けて2月頃になろうかと思えますけれども、順次御家庭にタブレットを児童生徒に持って帰っていただきまして、実際に通信環境はどうかということを調べさせていただきたいと思います。そうした中で満足に通信できる御家庭もあれば、全然つながらないよと、また、その手段すらないよという御家庭が分かってこようかと思えます。次に、満足にできなかった、ないという御家庭へのW i F iルーターの貸与をさせていただきたいと思います。そうした中で、再度この通信環境はどうかという部分のテストを重ねていくつもりでございます。議員御指摘のとおり、御家庭の中でもその部屋によってはW i F iの飛ばない部屋があったりとか、そういったことは十分あるかと思えます。契約する会社によっても電波の強弱があるかと思えますので、そういった部分でなるべく強い会社での選択という部分、そういった部分を教育委員会としても探りながら、しっかりと学習環境が整うような体制を整えていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 2月ぐらいに児童生徒の方々に持って帰ってもらって、それを確かめてもらって調べるということですが、本当に強い周波を出せる会社もあるようでございますので、その辺についてもしっかりと調べていただきたいというふうに思います。それから、一人一人が一度家に持って帰ってということは今言われたわ

けでございますが、1人1台の端末が持ち帰りが可能となるならば、やはり不登校の児童だとか生徒の学習環境の実現も広がるのではないかなというふうに思うわけですが、まずは考え方でございますが、不登校の児童生徒にはどのような今後の、今、言われた家庭環境でW i F iが整うかどうかというのを調べる、そこからでもできればこういう子どもたちにも同じ土俵に立っていただきたいなというふうに思うわけですが、その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○12番（水野千代子君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 不登校児童対策に絡むものでございますが、現状は文科省の言うところの出席にカウントできるということになりますと、教員との相対の通信ができて適切な指導ができる体制を整えた状況であれば出席カウントができるような指標が出されておろうかと思いますが、今現状はどこまでの幸田町のレベルというものが達しているわけではないものですから、今すぐにとするのは非常にハードルが高いと考えております。ただ、そうは言っても、御家庭でW i F i等を通じて個別の端末を貸与することは可能な状態にはなつてこようかと思っております。不登校対策として私としては、端末を与えてしまって全て御家庭で完結してしまうということがよしではなくて、やはり社会適応するためには家から一歩外へ出ていただきたいという部分もあるものですから、今現状は中央公民館のピッコロの適応指導教室というものがございます。そうしたところで指導員がおりますので、そういったところでの学習をやるということになればまた話は変わつてこようかと思っております。そういったところが可能になるようには早急に整えたいと思っておりますけれども、ちょっと御家庭で授業環境が整うというレベルまではなかなかいかないかなと思つてますが、将来的にはそういったことも対応できるようには検討する必要があるという認識でございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 一人一人がとにかく社会に一歩出る、それも大切でございます。ピッコロで適応障害のそういう方々の対応もきちんとやっていらっしゃるということは分かりますので、ぜひとも私は今回こういう機会がありますので、一人も取り残さないような、そういう教育環境、また家庭環境を整えていただけるとありがたいかなというふうに思いますので、ぜひともその辺についてもお考えをこれからも持つていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるとおり、児童生徒誰一人取り残すことのない、そういった学習環境というのは大変必要なことだ認識しております。そういったことが、いつでもどこでもできるような体制になればいいですけども、現状ではちょっとなかなかハードルが高い状況にあります、それを目指すべく様々な手段を講じて学習環境を整えながら、誰一人取りこぼすことのないような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、 田境君。

○1番（田境 毅君） 先ほど来、丸山議員、水野議員から、G I G Aスクールの関係については様々な回答をいただいております。私からは大きく2点のテーマについて質問させていただきます。

まず初めに、今、お話をしましたG I G Aスクールの家庭学習対応事業であります。55款、15項、10目と、小中ですので20目の関係になります。

まず、校内設置につきましては、1台当たり1万9,800円のルーターを小学校で100台、中学校で50台、合計で150台の設置をされることになっております。通信環境は、帯域をしっかりと確保して、在校生徒数に合わせて確実に通信ができるような配慮があって、太さを変更しているということで配慮を伺うことができます。これは確実に環境の整備が進んでいることということで評価をしております。

そんな中で今回は家庭学習ということで、貸出用のW i F iルーターが今回上げられております。こちらのW i F iルーターの具体的な仕様及び運用方法について確認をさせていただきます。設置工事不要で通信環境が安定しているということが求められると思いますが、こちらの運用方法等々が決められておりましたら、現時点で分かる範囲で教えてください。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） W i F iルーターの使用でございますが、現時点ではしっかりと固まった状態ではございませんが、今、漠然とした状態で申しますと、先ほど来の質問の中にもありますように、家庭環境によってはW i F iの届かないようなところがあるとか、各会社によって電波の状況も違いますよというところは十分理解するところでございます。そうした中で、ルーターは各社いろいろな製品が出ておまして、今、私どもの求めるものとしましては、常に最適な環境で受信ができるように瞬時に各社切り替えるような、そういった機能のあるようなルーターを求めるものでございまして、実際に入札を行うわけでございますので、特記仕様の中でそういったものを記入する中でしっかりとした製品を入札で購入できるようにしたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 各社、まず電波の強さに対して切替えが可能なものがないなという事は理解をしました。2つ目のところに書きましたが、現状ですと、やはり大手通信会社でも通信圏外の地域が町内には存在をしております。貸出用のW i F iルーターでは通信が弱いなど、通信環境に支障のある家庭、地域、こういったものが出てくる懸念がありまして、そちらの対応を心配しているところであります。私の調べている範囲でいきますと、大手のキャリアでいきますとワイモバイルですとか、ワイマックス、ソフ

トタンク等々がモバイルルーターの関係ではあります。私自身の経験として、モバイルルーターを仕事で使っていたことがあるのですが、自宅に持ち帰ると全く入らないということでもあります。横落近辺はもう全然普通に通信ができるということでありまして、個人的に契約の関係で事業者のほうで、私は須美ですので郵便番号でいくと444-0127の検索で、現状の通信環境がエリアとして判断ができます。そちらのほうの確認をしていただいて、全く入らないから圏外ですと言われ、今後のエリアの拡大状況が計画としてあるのかという問合せも3か月前にしたのですが、全くないですという回答を明確にいただきました。現状、ワイモバイルとワイマックスがほぼ同じ通信エリアを持っております。町内でいきますと、これはマップが出てくるのですが大草の大池周辺、荻のとぼねグラウンド周辺、野場のカヶ入池周辺、須美、桐山、逆川、上六栗の国道23号線の沿線、それから深溝グラウンド周辺、このあたりは今ワイモバイルとワイマックスでは圏外になります。それに対しましてソフトバンクはその辺が全部カバーをされております。唯一大草の大池周辺はソフトバンクもちょっと弱いエリアに指定をされておりますので、こういったことを考えますと、今、答弁があったように、どういう通信キャリアを用意をするかということはしっかり状況を見ていただいて、御自宅の環境と合わせて対応していく必要があるのかなと思っております。ですから、岡崎市に比べれば、山の中はやっぱりきついということでありまして、町の中は比較的安定して取れるということかと思えます。そのようなことを考えますと、この4月に持ち帰っていただいたときに、家庭の中の環境もそうですが、外から家庭に入るところをどうするかのほうが私としてはいろいろ課題が多いのではなかろうかと考えますので、こういったところに対しての対応の考え方がありましたら伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 各社によって通信環境、エリアが違うというのは、私も状況については承知しているところでございます。幸田町については山に囲まれた地域もありますことから、やはり基地局がしっかりと整備されていないキャリアでありますと、そういった通信環境というのは非常に脆弱でございます。そういったことからW i F iの契約をするに当たっては、なるべくそういったことの少ないキャリアを選ぶ必要があるという認識ではございます。初めて要するに全国的に休校になったとき、結果的に学校の教室を開放する中で学校へ登校いただいた児童生徒も実際にはいらっしやいます。最悪の場合でございますけれども、そういったことも視野に入れながら、どうしても通信環境の整わない御家庭というのは、申し訳ないのですが、そういった整う環境のところまで移動していただくというようなことも視野の中に入れながら、最適な学習環境の整備というものを検討してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 現状の通信環境ですと、今、答弁にあった、通信できる場所まで来ていただくという選択肢は、やはり必要な選択なのかなということも考えます。やはり、児童生徒が同じ学習環境を享受できるということが求められていることだと思いますので、より安全な状態で家庭学習を含め学習環境が崩れないように、ぜひ検討それから対応のほうをお願いしたいと思います。

次に、小学校児童職員健康管理事業及び中学校生徒職員健康管理事業について質問いたします。

今回の対象ですと、同じクラスの児童生徒及びその当該の小中学校の職員の方が全員対象になるということかと思えます。感染拡大防止及び子どもたちの安全を守る目的ということからしますと、先ほど来、答弁がいろいろありましたが、やはり検査対象を予算内でなるべく広く取るべきじゃないかなというふうに私は考えております。

積算内容の根拠のところは、先ほど来の答弁で分かりました。これは予算を計上する上で目安として出された金額だということですし、いたずらに不安をあおることのないように、なおかつ今後柔軟に対応する部分もあるということを伺いましたので、そこは理解をしました。実際にそういったところを踏まえてですが、やはり安心を感じるということで行きますと、農耕接触の判断が保健所のほうの総合的な判断ということになりますので、事案ごとにこの対象範囲が変動することを少し懸念をしております。こういったおそれがあるわけですが、具体的に運用方法について、そのあたりの変動に対するところで考えられていることがありましたら伺います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、Wi-Fi環境についてでございますが、物理的に届かないところについては、申し訳ないのですが、現状では届くエリアまで移動をする中での最適な学習環境が整うようにという部分でお願いしたいと考えております。そういった部分も通信テストをする中ではっきりと対象者が分かってくると思いますので、そういった方々については、どこでやるのが最適であるかということまで含めたしっかりとした学習環境について検討してまいりたいと思います。

次に、PCR検査の件でございますが、先ほど来、私が答弁してまいりましたが、やはり事案によってその検査対象というのは柔軟に対応すべきだと、私自身は考えております。全然関係ないところまで検査対象をいたずらに広げることによって、かえって不安をあおってしまうということは避けたいと考えておりますので、しっかりとした行動歴をつかむ中で、やはり一定の線を引く中で、どこまでの対象者について実施するかということとその都度その都度検討してまいりたいと思います。今までも第5波までの間で、学校内における感染事例もしくは濃厚接触者が要するに登校してしまった、出勤してしまった事案もございました。そういった部分において、行動歴をしっかりと洗い出しながら保健所と相談させていただく中で、しっかりとした判断で結果的に感染の拡大を防ぐことができました。そういった経験を踏まえて、やはりその事案ごとに対応は変わってこようかと思えますが、柔軟な対応をもって、なるべく不安のないような形の検査というものに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ぜひ、柔軟な対応のほうをお願いしたいと思えます。

保健所の件で行きますと、県内で統一した本当は回答なり、QAに対するところの対応が必要だと思うのですが、少し情報がうまく当人に伝達されないという案件もどうもあったようであります。実際にこれで保健所と連携する場合には、そういった部分での保健所の対応ですね、こちらのほうもぜひ話を進める中で、なかなか個人情報で直接的

に別途聞くことはできないと思いますので、そういった事案が万が一発生したときにはしっかりと想定をされる範囲内で適切な正確な対応をお願いしたいと思います。

次の質問のところは、先ほど来、答弁をいただきましたので、根拠のほうは分かりました。こちらにつきましても蒲郡のような先進事例を基に、観点としてはやっぱり広く多くの方に同じ予算内で検査をやったほうがいいのではないかとというのが観点でありますので、こちらのほうも実際にやっているところを見ていただきまして、より住民が安心できるような形で進めていただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） やはり、新型コロナウイルス対応というのは非常に神経を使うものでございまして、ケース・バイ・ケースで様々な事案が、全て同じ事案は今までなかったと承知しております。保健所におきましても、愛知県内に保健所がありますけれども、保健所自体によって対応が様々だというのは、私自身が直接対応させていただいて感じたところでございます。私どもの管内は西尾保健所でございますので、西尾保健所とのやりとりである程度信頼関係を築きながら、相談に柔軟に乗っていただけるような体制は構築してるという認識でございますが、やはり岡崎保健所のお話と豊川保健所とか違いますので、そこら辺は柔軟に対応できるような形でしっかりと安全に事を運べるようにというような観点で対応してまいりたいと考えております。

また、PCR検査が実際に必要になった場合、なるべく多くの方が検査できるようにということで、蒲郡市の担当者ともお話をし、また蒲郡市が契約をなさっておられる業者とも今話を進めている最中ございまして、想定よりも若干お安く、蒲郡市ほどの単価にはなりません、ある程度単価を下げたような状況でできるのではないかなというような感触を今つかんでいる次第でございます、そういった面から、仮に事案が発生しても十分対応できるような、ここはちょっとやめておこうかなんていうことがないような、もう疑わしきはやるというような体制が取れるような形で取り組ませていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

次に、13番、笹野康男君の質疑を許します。

13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 私は、民生費の放課後児童対策事業の件、1点だけありますけれども、先ほど水野議員からも質疑があったわけでありまして、特に私は補正予算のしかも報酬の中で、1,600万と上がってくるのは初めて見るわけでありまして。そうした部分では非常にびっくりをしているわけですが、先ほどの話の中で、1人、50人の30万だよと。だから、1,500万ちょっと、こういう話でありますけれども、当初予算でいきますと大体報酬金額は6,900万程度予算をされているわけでありまして。比較しますと大体23%の増額だと、簡単に言えば。それほど大きい補正予算を報酬で組むというのは、私は本当に初めて見るかなという感じがします。これは、やはり当初予算の上げ方が間違っていたのか、ただ本当にコロナの影響の関係でそれだけ、要するに日数的・人的にも必要であったと。これに間違いはないわけですか、再度確認

を取りたいと思います。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 児童クラブの支援員の報酬につきまして、今回1,600万円という多額の補正となったわけでありまして、議員がおっしゃるとおり、当初予算で6,265万7,000円ということで上げさせていただいております。補正が今回1,600万円ですので、補正後が7,865万7,000円というふうになるかと思っております。実際に新型コロナウイルスということで、昨年度の決算額につきましては7,463万4,000円ということで、それから考えますと今年度の当初がちょっと少なかったと。その辺で要は新型コロナウイルスということで、それが収束してくるんじゃないかということもありましたので、その辺が見込みができなかった、甘かったといえれば甘かったということなんですけれども。ちょっと2年度の実績に対しては大分減額をした当初予算となってしまったというところで、今回令和3年度も引き続きそういった感染防止対策ということで、日頃のおもちゃですとか、工作の道具ですとか、そういったものを一回一回消毒したり、それから密を避けるために場所を児童クラブ室とか教室、室内ばかりではなくて体育館ですとか運動場に分散して受入れをしていたということで、支援員の数が必要になったということでもありますので、ちょっとそういったところが当初では読めなかったということでもあります。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今、言われるとおおり、コロナの関係で去年もそうです、今年もそうなんですけれども、去年は大体7,200万ぐらい上げていた、今年は6,000万台だと、当初予算がですよ。だから、当初予算が甘かったことは事実だろうなというふうに思うわけでありまして。そうなれば、逆に言えば、12月補正じゃなくて9月補正で上げるべきじゃなかったのかなと。逆に言えば、半分でもというふうには私は思うわけでありまして。何しろ1,600万というのは私は初めて見るわけでありまして、びっくりしたわけでありまして。そういう関係で、やはり児童クラブの関係では本当に幸田町は待機児ゼロだということで、本当に支援員の方に頑張ってもらっています。しかもコロナの中で、先ほど言われました使用された部分、机とかいろいろな部分をしっかり手当をして、コロナにかからないような態勢もしっかり取られている、そういう点では非常に安心するわけでありまして。これからもオミクロンの関係で第6波がいつ来るか分かりません。そういう関係では非常に支援員の方は気を遣いながら、学校もそうですけれども気を遣いながら、やはり子どもたちの面倒をしっかり見ていただくということが非常に父兄の安心につながりますので、予算は予算としてしっかり上げていただいて、本当に十分にコロナの影響が出ないような態勢をしっかり取っていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（足立初雄君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） どうもありがとうございます。補正を上げるタイミングにつきましては、実際には9月でもよかったのではないかと御指摘でございます。一応人件費ということで、12月に併せて上げさせていただいたというところがこちら

の事務サイドの言い訳ですみませんけれども、そういったことで今回上げさせていただきました。今後とも児童クラブにつきましては、児童の感染防止、支援員もそうですけれども、そういったことに配慮することを怠りなくやっつけようというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野康男君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

8番、丸山千代子君の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 歳入の組替えについてお伺いをいたします。

これにつきましては、仮称南部地域包括支援センター用地先行取得事業でありますけれども、これを起債対応するものが、これを取り止めて、土地開発基金からの借入金に対応するということでありますけれども、こういう例は今までなかったわけでございますけれども、なぜこのように土地開発基金からの借入れに替えてきたのか、これについて説明をいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 町債から土地開発基金に組替えをする理由につきまして、土地取得特別会計を所管をいたします企画部から回答をさせていただきたいと思っております。

まず、地方債制度におきます公共用地先行取得等事業債につきましては、用地の取得と併せて造成事業又は設計を行うもので、次年度に施設建設が確実に行われる見込みのあるものについては公共用地先行取得等事業債ではなく、当該、この場合につきましては別の事業債になりますけれども、建設事業債は対象となる地方債をもつてしなければならないという条件がございます。今回、仮称南部地域包括支援センター用地の取得に係る財源措置につきましては、令和3年度当初予算において4,260万円の公共用地先行取得等事業債といたしました。

公共用地先行取得等事業債を仮称南部地域包括支援センター用地取得事業の財源とした背景には、予算編成当時におきまして仮称南部地域包括支援センターの運営は、当面、新規に取得する事業所においてではなく、受託事業者の既存施設をもつて行うということも選択肢の一つとして数えられていたところでありましたので、適債性の観点から公共用地先行取得等事業債の活用を選択したところでございます。

その後、今年度に入りまして施設整備の実施設業務、また受託事業の調整が円滑に進んだということにより、令和4年度における施設建設が確実な見込みとなり、事業の具体的な進捗があり施設建設の確実性が明らかになりました。このことから、地方債を活用する上での適債性の判断といたしまして、予定をしておりました公共用地先行取得等事業債ではなく社会福祉施設整備事業債を視野とすることとなり、これを実行するための令和3年度における取得財源は、土地開発基金借入金へ組み替える必要が生じたものでございます。

組替えの理由といたしましては以上でございますけれども、年度内において財源を組み替えなければならなかったということは、この事業を所管いたします健康福祉部と予

算を所管いたします企画部との間に認識のそごが生じていたということも原因の一つでございまして、今後反省すべき点であるというふうに感じております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 地域包括支援センターにつきましては、北部と南部を同時に進めるという予定でございました。南部につきましては、土地を購入して新しい建物、そして北部につきましては、今現在進めておりますけれども、施設の改修、シニア・シルバー世代サポートセンターでの同居ということでやっているわけでございます。そういう点からいいますと、やはり部長が言われたとおり、所管をする担当とそれから建設をする土地取得を進める企画部との調整不足ということは否めないというふうに思います。今回これを教訓に、このようなことがないようにしていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ただいま、一括議題になっております第53号議案から第60号議案までの8件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。各常任委員会委員長は、ただいま付託しました議案の審査結果を来る12月16日までに取りまとめ、12月17日の本会議で報告願います。

委員会の会場はお手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

ここで、日程変更についてお諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、12月8日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了しました。

よって、12月8日の本会議は、休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、12月8日の本会議は、休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 3時49分

○議長（足立初雄君） 次回は12月17日、金曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしく願います。

本日は長時間御苦勞さまでした。